

新磯地区防災計画



令和4年11月

新磯地区まちづくり会議
新磯地区防災計画策定専門部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の推進	2
5 計画の見直し	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 集合住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

1 アセスメントによる被害想定	6
2 想定地震と条件	6
3 建物被害	6
4 ライフライン被害	7
5 人的被害	7
6 土砂災害の危険性	7
7 水害の危険性	8
8 液状化の危険性	8

2 災害予防計画

第1章 災害に強い組織的な体制

1 取り組み方針	9
2 新磯地区連合自主防災隊	9
3 避難所運営協議会	11
4 消防団	12
5 関係団体(新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会)	12
6 事業者	12
7 地区住民	13

第2章 災害に対する備え

1	取り組み方針	15
2	新磯地区連合自主防災隊の平常時の活動	15
3	避難所運営協議会の平常時の活動	23
4	消防団の平常時の活動	24
5	関係団体(新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会)の平常時の活動	25
6	事業者の平常時の活動	26
7	地区住民の平常時の活動	27

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	地区災害対策本部の設置	31
2	地区本部の活動	33
3	地区本部の閉設	33

第2章 応急対策活動

1	情報収集・伝達活動	34
2	初期消火活動・水防活動	35
3	救出・救護・搬送活動	36
4	避難誘導活動	37
5	避難所運営活動	38
6	給食・給水活動	40
7	災害時要援護者支援活動	41
8	他組織との連携	42
9	各種活動の主な流れ	42

別 冊

資 料

- 資料1 地区別防災カルテ（新磯小学校区）
- 資料2 液状化危険度予測図（相模原市東部直下地震のケース）
- 資料3－1 新磯まちづくり会議 会則
- 3－2 新磯地区防災計画策定専門部会 会則

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要です。

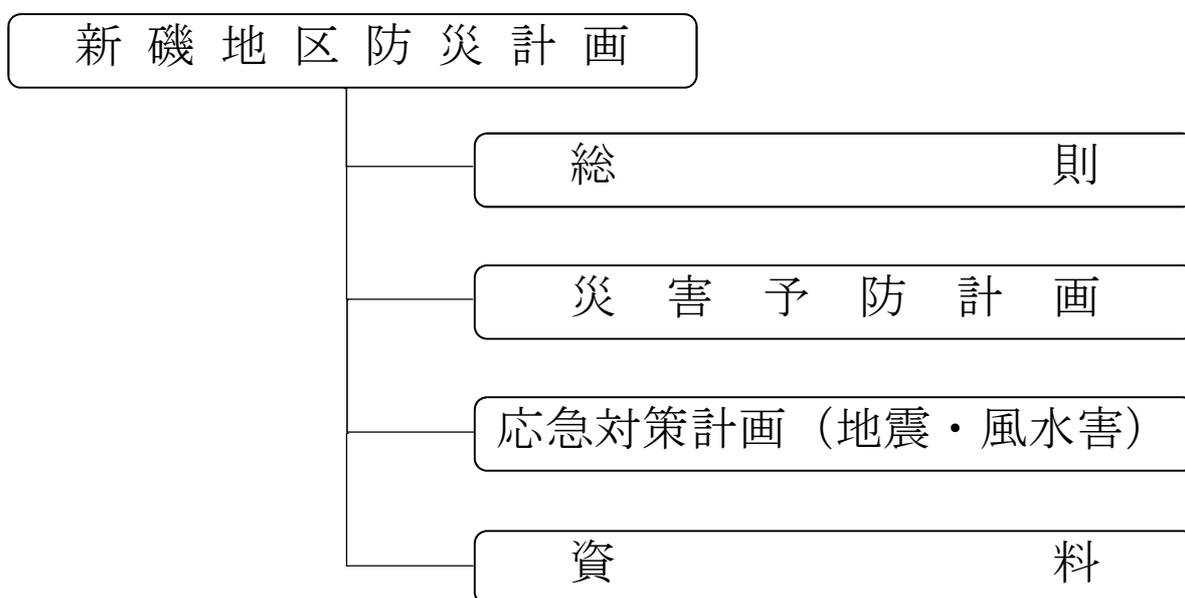
このため、新磯地区防災計画は地区の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とします。

2 地区防災計画の構成

本計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）と資料で構成します。

総則・災害予防計画においては、災害に強い地区の実現を目指し、日ごろからの備え、役割・活動を示しています。応急対策計画（地震・風水害）においては、災害発生時の活動内容と重要事項を事象別に示しています。更に資料として、地区の災害危険性把握に必要な地区別防災カルテ¹、液状化危険度予測図をまとめています。

【計画構成】

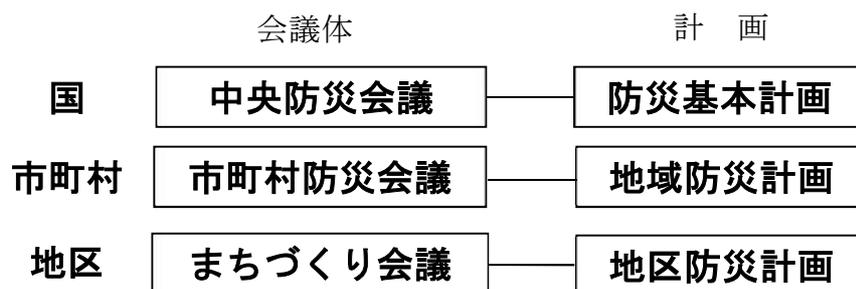


3 計画の位置付け

本計画は、地区居住者等が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であり、市町村レベルの地域防災計画と連携することにより地区の防災力を向上させることを目的とします。

¹ 小学校区ごとに災害に関する情報を整理したもの

【地区防災計画の位置付け】



4 計画の推進

本計画に基づき災害対応及び防災訓練等を通じて計画内容を検証、検討するとともに、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、本計画に的確に反映させていきます。

5 計画の見直し

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを見直しします。

- (1) 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとします。
- (2) 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとします。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い居住者と地区を形成します。
- (2) 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内やその近くの居住者は、「自分の命は自らが守る」意識を持ち、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から備えるとともに、風水害の危険が高まったときには、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの避難行動がとれるようにします。
- (3) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施します。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信します。
- (4) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動します。
- (5) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施します。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力します。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施します。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施します。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施します。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日以上分の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努めます。

4 集合住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努めます。
- (2) 地震等による電気、ガス、上下水道やエレベータ等の影響を想定し、居住者へ食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄及び住居内での防災対策を促します。
- (3) 周辺住民や近隣自主防災組織との連携強化及び地域の防災活動の参加を促します。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

新磯地区（南区新磯野の一部、磯部、新戸）は、相模原市の南西部に位置し、相模川沿いの低地と2段の台地（上段、中段）及び丘陵地からなっています。

西側に相模川が流れ、東側は河岸段丘の斜面緑地に面しており、磯部・新戸周辺には水田地帯が広がるなど、緑の多い豊かな自然に恵まれた地形となっています。また、地区の中央部には鳩川が流れ、東側を占める台地（上段）及び丘陵地はキャンプ座間となっています。

2 社会的条件

(1) 人口

新磯地区の人口は、令和4年4月1日現在、13,241人となっています。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が59.4%、高齢人口（65歳以上）が27.8%、となっています。

外国人住民数は228人で人口の1.7%となっています。

(2) 交通

主要地方道は、県内を南北に結ぶ県道46号（相模原茅ヶ崎）の1路線が通過しており、キャンプ座間の南側を南北に横断し地域間を結ぶ道路である市道新戸相武台は、利用者の安全確保及び交通利便性の向上を図るための道路改良が進められています。

また、地区周辺では、国道468号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通し、交通利便性が向上しています。

鉄道は、県央地区の南北交通軸であるJR相模線の1路線が通過しており、相武台下駅が設置されています。

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

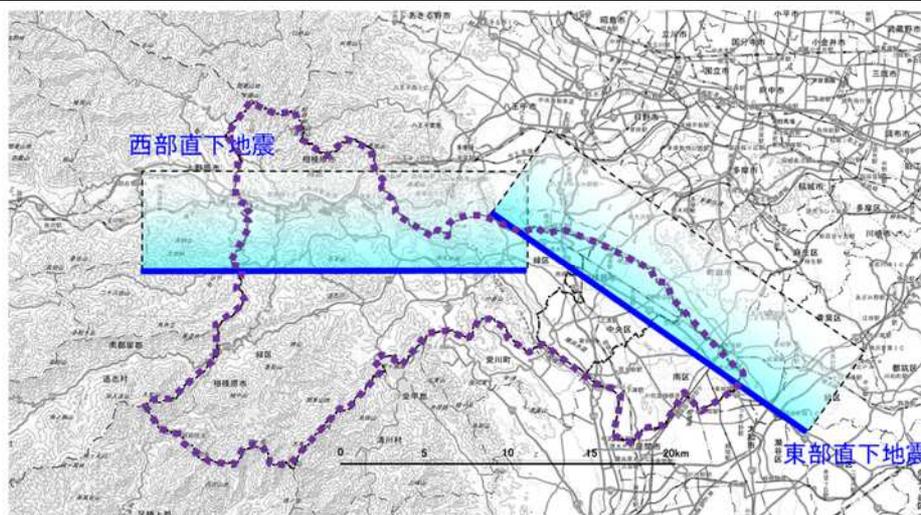
1 アセスメントによる被害想定

国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や近年の災害履歴等に基づき、本市の地震被害想定である、「相模原市防災アセスメント調査²」を更新（平成26年5月）しました。

2 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりです。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）



想定地震の震源断層位置（東部直下地震、西部直下地震）

※大正関東タイプ地震の震源域は神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県・茨城県を横断する広大な範囲であり、本市はその震源域上に位置します。

3 建物被害

建物被害は次のとおりです。（冬18時：新磯地区内における被害量）

想定地震	地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	新磯	5,586	222	35	78	862
西部直下地震	新磯	5,586	35	2	72	406
大正関東タイプ地震	新磯	5,586	158	0	80	755
参考：東部直下地震(全市)	全市	178,173	7,964	1,366	147	24,904

※建物被害は冬の18時が最大となる。

²地震、水害、土砂災害などの危険性の分布を科学的に把握し、防災対策を検討する上での根拠となる資料。

4 ライフライン被害

上水道、都市ガス、電気の被害は次のとおりです。（南区における被害量）

区	夜間人口	停電人口率			給水人口	断水人口率			都市ガス供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	3日後	1週間後		1日後	1週間後	1か月後		1日後	1週間後	1か月後
東部直下地震												
南区	274,364	72%	32%	3%	270,899	81%	64%	14%	270,807	100%	98%	62%
全市	717,544	69%	30%	3%	709,091	79%	61%	13%	634,691	100%	98%	62%
西部直下地震												
南区	274,364	37%	9%	0%	270,899	41%	26%	3%	270,807	52%	49%	21%
全市	717,544	52%	17%	1%	709,091	60%	43%	7%	634,691	75%	72%	37%
大正関東タイプ地震												
南区	274,364	53%	17%	1%	270,899	61%	43%	6%	270,807	78%	76%	39%
全市	717,544	4.3%	13%	1%	709,091	49%	34%	5%	634,691	68%	65%	32%

5 人的被害

人的被害は次のとおりです。（新磯地区内における被害量）

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震	参考：全市被害東部直下地震
冬 2時	死者	14	2	10	498
	閉込者	88	13	58	2,935
	重傷者	14	2	10	599
	軽傷者	96	33	77	3,823
冬 18時	避難者当日	873	296	626	24,024
	避難者1週間後	1,895	867	1,550	60,757

単位：人

※人的被害の死者・閉込者・重傷者・軽傷者は冬2時、避難者は冬18時が最大となる。

6 土砂災害の危険性

(1) 災害履歴

新磯地区における近年の土砂災害履歴は次のとおりです。

- 1989年(平成元年) 8月19日 土砂崩れ1箇所 磯部1956-17付近
- 1991年(平成3年) 9月19日 土砂崩れ1箇所 磯部2526-9付近
- 2014年(平成26年) 10月6日 土砂崩れ1箇所 磯部4492付近

(2) 災害危険箇所

新磯地区には急傾斜地崩壊危険箇所³が2箇所（新戸）指定されています。この2箇所は中段～上段の縁にある段丘崖となっています。

土砂災害（特別）警戒区域は、上磯部地区、下磯部地区、勝坂地区、新戸地区において、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）のおそれがある地域として指定されています。

7 水害の危険性

(1) 浸水被害

新磯地区などの相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地です。

(2) 河川の氾濫による浸水想定区域

神奈川県では、平成27年の水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨（1,000年以上に1回の確率で発生する大雨）に基づく「洪水浸水想定区域」のほか、木造家屋が倒壊するような堤防決壊による氾濫流や河岸が削られて崩れるような河川浸食が発生する「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表しています。

相模川沿いの低地の大部分が洪水浸水想定区域として公表されており、48時間総雨量567mmのときに、深いところでは5mの浸水が予測されています。また、上磯部地区から下磯部地区にかけては、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

鳩川では、JR相武台下駅周辺の市街地が洪水浸水想定区域として公表されており、24時間総雨量が326mmのときに、深いところでは5m以上の浸水が予測されています。また、勝坂地区から新戸地区にかけては、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

(3) 内水氾濫による水害

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高く、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがあります。

台地上の凹地では大雨の度に浸水被害が発生する箇所があります。浸水区域は1棟～数棟の狭い範囲ですが、繰り返し同じ箇所で発生しているほか、鳩川の河川沿いの低地でも発生しています。

8 液状化の危険性⁴

相模川沿いに見られる沖積低地または自然堤防といった地形が分布する範囲で液状化発生の可能性があります。

特に、想定地震の東部直下地震の場合、新磯地区では、相模川からJR相模線までの間で液状化の可能性があるとの結果が出ています。

³ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の土地

⁴ 地表近くに地下水位の高い砂層がある場合、地震により強く揺らされ続けると、地盤が泥水のように流動すること

2 災害予防計画

第1章 災害に強い組織的な体制

1 取り組み方針

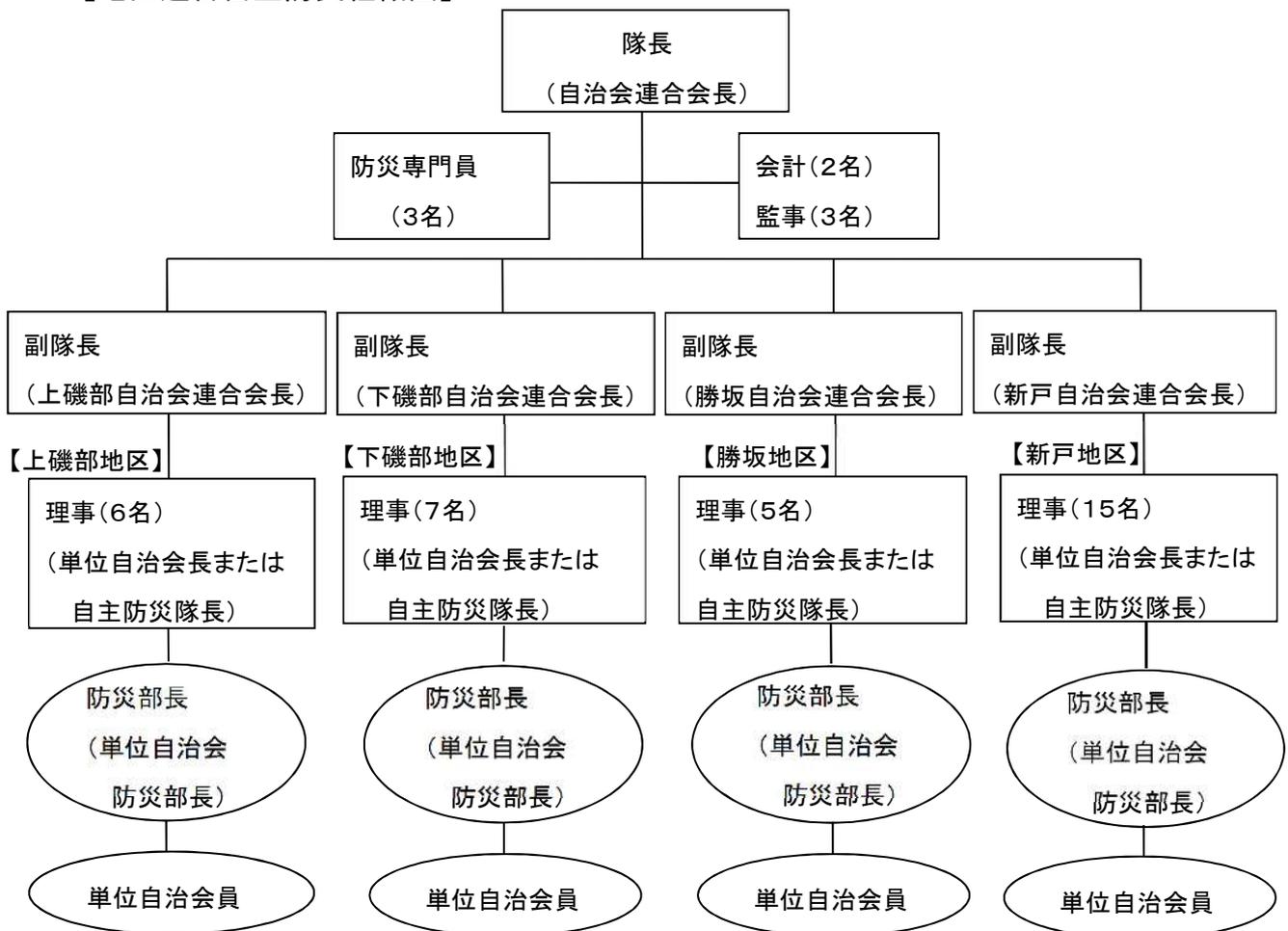
地震や火災から生命、身体及び財産を守るためには、普段から防災に対する意識や備えを充実し、防災訓練等を通じて防災行動力を高めておくとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の組織的対応のもとで、市、地区の関係団体及び地域住民が協力しあって災害に立ち向かうことが必要です。新磯地区は、地区の特性に応じた災害対策を推進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりに努めます。

2 新磯地区連合自主防災隊

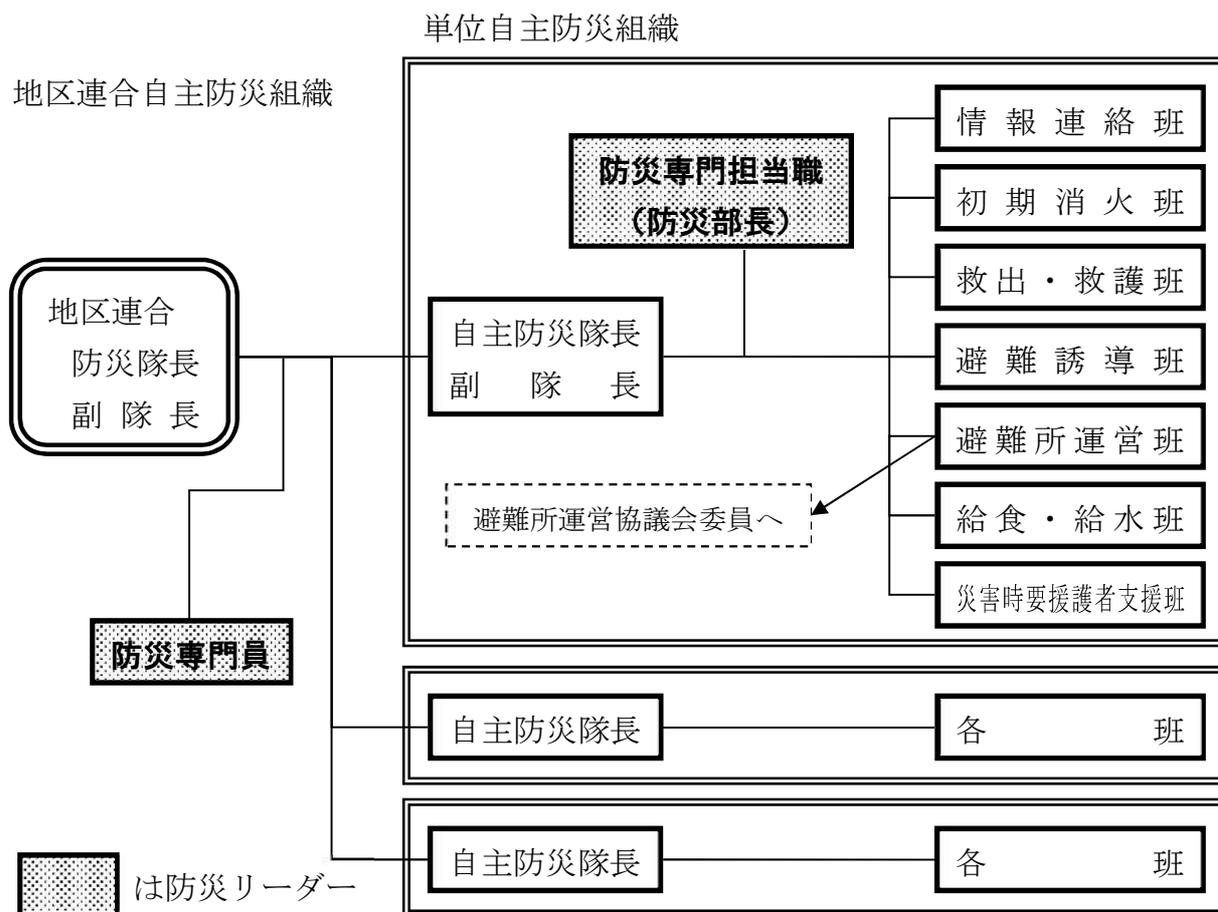
本計画のもととなる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とします。

新磯地区は33の自主防災隊（単位自治会）で構成されています。その自主防災隊は4つの地区（上磯部地区、下磯部地区、勝坂地区、新戸地区）に分かれています。いざというときに備えて、地区ぐるみで防災・減災を進めていきます。

【地区連合自主防災組織図】



【単位自主防災組織図】



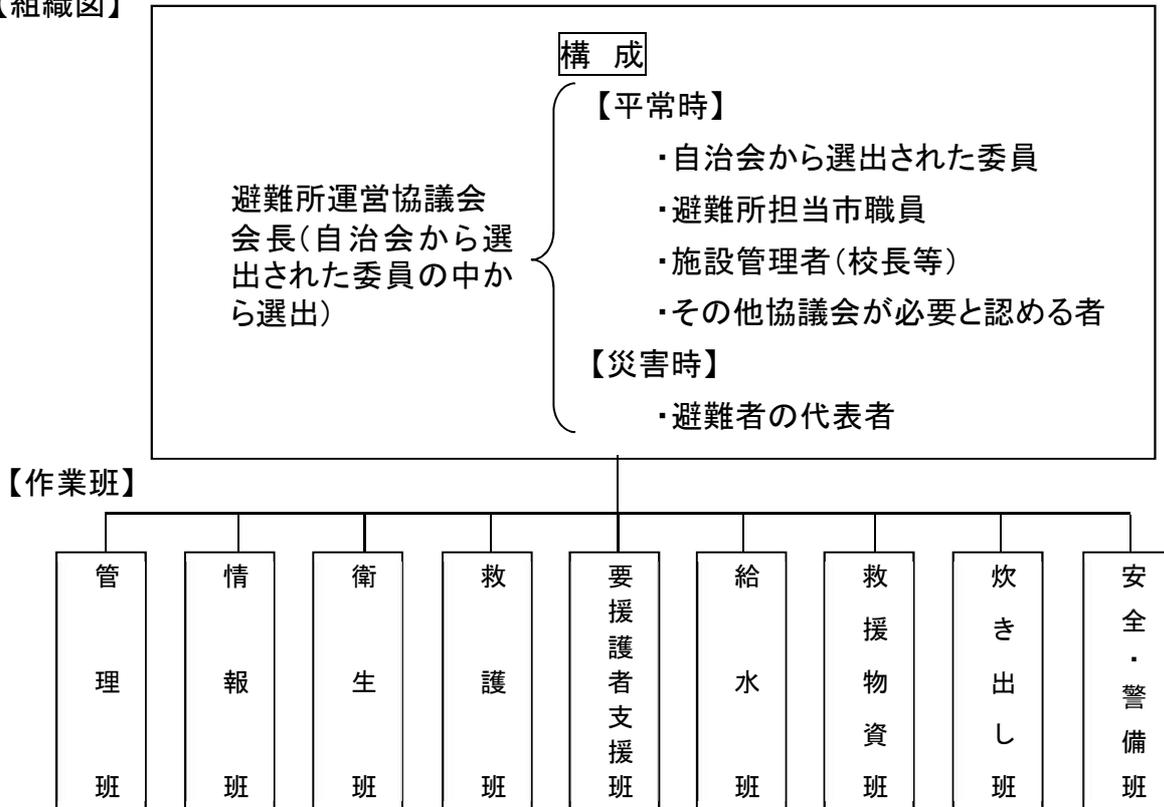
【単位自主防災組織の各班の役割】

班名	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	情報の収集、伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検	消火器等による初期消火
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術習得	負傷者の救出・救護
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック	住民の避難誘導
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ運営方法について訓練実施	避難所の運営→避難所運営協議会委員として選出される
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給食方法の習得	炊き出し等給食・給水
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立	災害時要援護者への支援及び「新磯地区災害時要援護者避難支援事業」としての支援活動

3 避難所運営協議会

自宅での生活が困難となる被災者の地域の拠点として、市立の小・中学校等を避難所として開設し、避難所運営協議会を中心に、避難所運営を行います。なお、新磯地区では新磯小学校と相陽中学校が避難所として指定されています。

【組織図】



【役割・活動】

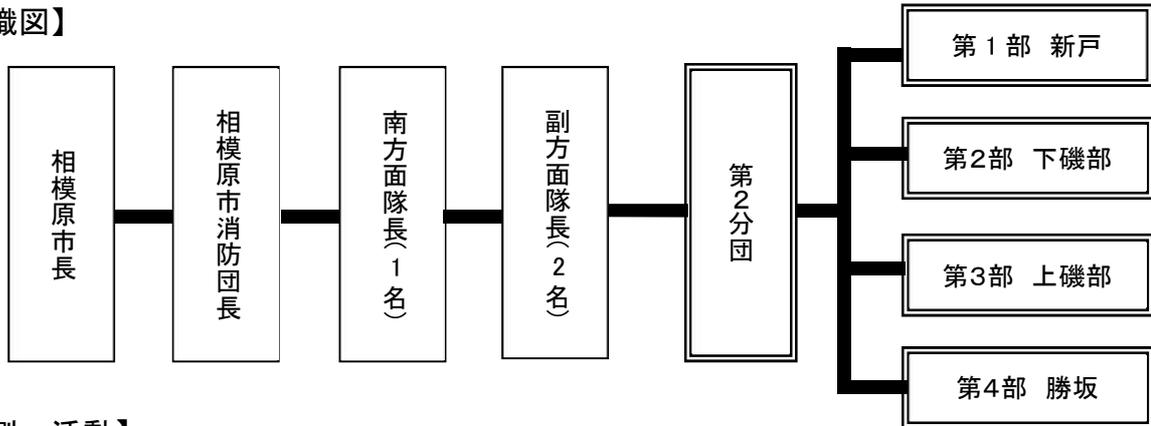
協議会は、避難所を円滑に運営するため、作業班を設置し、運営にあたります。また、避難所の運営に必要な活動場所(打ち合わせ場所、物資の保管・分配場所、炊き出し場所等)を確保します。

班名	平常時	災害時
管理班	◆ 避難所運営方法の検討 ◆ 生活ルールの作成 ◆ 検討及びルールに基づいた訓練の実施	避難所の安全管理、居住区画の設定等、衛生対策
情報班		避難者名簿の作成、市災害対策本部等との情報交換、避難者への情報提供、避難所の設営及び避難者の受入れ
衛生班		施設のトイレ衛生対策、ペット同行避難者への対応
救護班		負傷者の救護、けがをしている場合の救護者への対応
要援護者支援班		要援護者を巡回し、個々の状況の聞き取り調査
給水班		飲料水の確保、不足した場合の対応
救援物資班		救援物資の受入れ、救援物資の配布、物資の要請
炊き出し班		炊き出しの実施、水食料などの要請
安全・警備班		避難所内での事故・盗難防止等の安全管理

4 消防団

新磯地区が対象となっている消防団は南方面隊第2分団です。新磯地区には消防団の詰所が4箇所（新戸、下磯部、上磯部、勝坂）あります。消防団長、南方面隊長の命令に基づき、地区と連携して安全・安心のため活動しています。

【組織図】



【役割・活動】

- 初動体制：「地震発生時における消防初動計画」に基づき、消防団員は詰所等に参集し初動体制を確立します。
- 情報の収集：被害情報の収集と報告を行います。
- 警戒及び広報活動：地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかけます。
- 消火活動：分団の受持区域内を基本として、消火活動にあたります。
- 救助救護：火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行います。
- 避難誘導：火災による避難の勧告・指示がされた場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施します。

5 関係団体（新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会）

新磯地区では、高齢化や核家族の問題が懸念されています。そのような現状から、災害時に迅速な行動をとることが困難な方々（災害時要援護者）を対象に、安全な場所に円滑に避難するため自治会が中心となり、地区の民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会の協力を得て、地区全体として体制づくりを図っていきます。

6 事業者

市では災害に強いまちづくりを推進するため、相模原市防災条例（平成26年4月1日施行）を制定しています。その中で、事業者は地域社会の一員として、市民・自主防災組織と連携し、市が行う防災対策に協力するように努めるとした、「事業者の責務」が位置付けられています。

事業者は、市と災害時における生活必需物資の供給や応急給水に関する協定などを締結

しています。

新磯地区としては今後、災害に対する地区住民の安全・安心の向上・確保をめざし、地区内の事業者と必要に応じた連携体制づくりを進めていきます。

7 地区住民

地区住民として、自分の身を自分の努力によって守る（自助）と普段から顔を合わせ近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

【地震時】

時期	活動内容
平常時	<ul style="list-style-type: none">○<u>地区情報の把握</u>⇒防災活動を始める第一歩として、地区の現状や地区内の危険要因を調べます。○<u>防災知識の普及啓発</u>⇒まず、各家庭で火を出さないこと、家具を固定することなどを認識してもらった上で、防災活動のレベルや住民意識のレベルに応じて普及啓発を行います。○<u>防災資機材等の配備と点検</u>⇒組織の規模や地区の特性に合わせた防災資機材を配備するとともに、訓練と点検を重ねます。○<u>防災訓練への参加</u>⇒防災訓練はまず参加することが重要です。参加することによって近隣の方々と顔見知りになることができます。
災害時	<ul style="list-style-type: none">○<u>初期消火</u>⇒一人だけでは実施せず、必ず隣近所の応援を受け、初期消火を行います。各家庭で消火器の整備に努めます。屋外の場合は必ず、風上から消火します。○<u>避難誘導</u>⇒一時避難場所に集合後、人員の確認を行い、不明の者がいる場合は手分けをして安否を確認します。必ず班長（リーダー）の指示に従います。○<u>災害時要援護者支援</u>⇒地区で把握している情報を活用し、安否確認をします。○<u>救出・救護</u>⇒人力で救出可能かどうかの判断をします。倒壊している建物に取り残されている者がどのような状態にあるのかを確認します。二次災害が発生する危険がないかを確認します。○<u>避難所運営</u>⇒役割分担に基づき、共存共栄の精神を持ち身勝手な行動はしないようにします。引き続き、様々な手段で情報伝達を行います。

【風水害時】

時期	活動内容
平常時	<p>○<u>地区情報の把握</u>⇒低地や危険箇所を避けて、避難経路を確認しておきます。</p> <p>○<u>過去の災害の伝承</u>⇒過去の浸水履歴を地元の方から伝承を受けるとともに、ハザードマップを活用し、過去と現在と照らし合わせます。</p> <p>○<u>日ごろからの準備と心得</u>⇒風水害は事前の情報収集によって被害を軽減できるので、天気予報や気象情報に気を付けます。道路の側溝や雨水ますの点検をしておきます。</p> <p>○<u>水防訓練の実施</u>⇒新磯地区には相模川・鳩川が流れているので、その河川が氾濫したことを想定した訓練を行います。</p>
災害時	<p>○<u>避難誘導</u>⇒高齢者や病気の方と一緒に避難する場合は、背負ったり、肘などにつかまってもらい誘導します。</p> <p>○<u>避難所運営</u>⇒役割分担に基づき、共存共栄の精神を持ち身勝手な行動はしないようにします。引き続き、様々な手段で情報伝達を行います。</p>

第2章 災害に対する備え

1 取り組み方針

自らの身の安全は自らが守る(自助)ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを自主的に心がけることが重要です。また、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、新磯地区の中で初期消火活動や近隣の負傷者、災害時要援護者等への救援活動等(共助)を行い、防災への寄与に努めることが求められます。

新磯地区は、いざというときに備えて地区ぐるみで災害に対する備えに努めます。

2 新磯地区連合自主防災隊の平常時の活動

大地震発生時には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火用水の不足等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限されます。よって、各家庭での出火防止が大切となります。地震で火事を出さないためにも出火防止の徹底を図ります。

また、消防機関が速やかに消火活動できるとは限りません。地区住民や自主防災組織が協力し、初期消火活動にあたることで火災の拡大を防御することができます。そのためには、日ごろからの備えや訓練が不可欠です。

(1) 防災知識の普及啓発

ア 普及啓発事項

- ・ 防災組織及び防災計画に関すること。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること。
- ・ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ・ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ・ 防災メールの登録など、防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること。
- ・ 各家庭における防災上の留意事項(詳細については地区住民で記載)に関すること。
- ・ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ・ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ・ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー⁴、家具の固定等)
- ・ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ・ 感染症対策物品(マスク等)の備蓄に関すること。
- ・ ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること。
- ・ 携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- ・ その他防災に関すること。

イ 普及啓発の方法

- ・ パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布

⁴ 設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断するもの。

- ・ 講演会の開催、研修会の開催、パネル等の展示、防災地図等の作成

ウ 実施時期

市で計画した防災等に係る運動期間、諸行事及び地区のあらゆる催し物を通じて普及啓発を行います。

(2) 災害危険の把握

地区の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも備えとして大切です。そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握に努めます。

ア 実態把握

- ・ 地区内の急傾斜地崩壊危険箇所、浸水被害警戒地域、道路狭隘箇所、危険物集積場所、住宅密集地、ブロック塀の安全度等の実態把握を行います。
- ・ 地区内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として用水路等の活用も検討します。

イ 災害伝承

- ・ 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していきます。

ウ ハザードマップの活用

- ・ 市が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておきます。

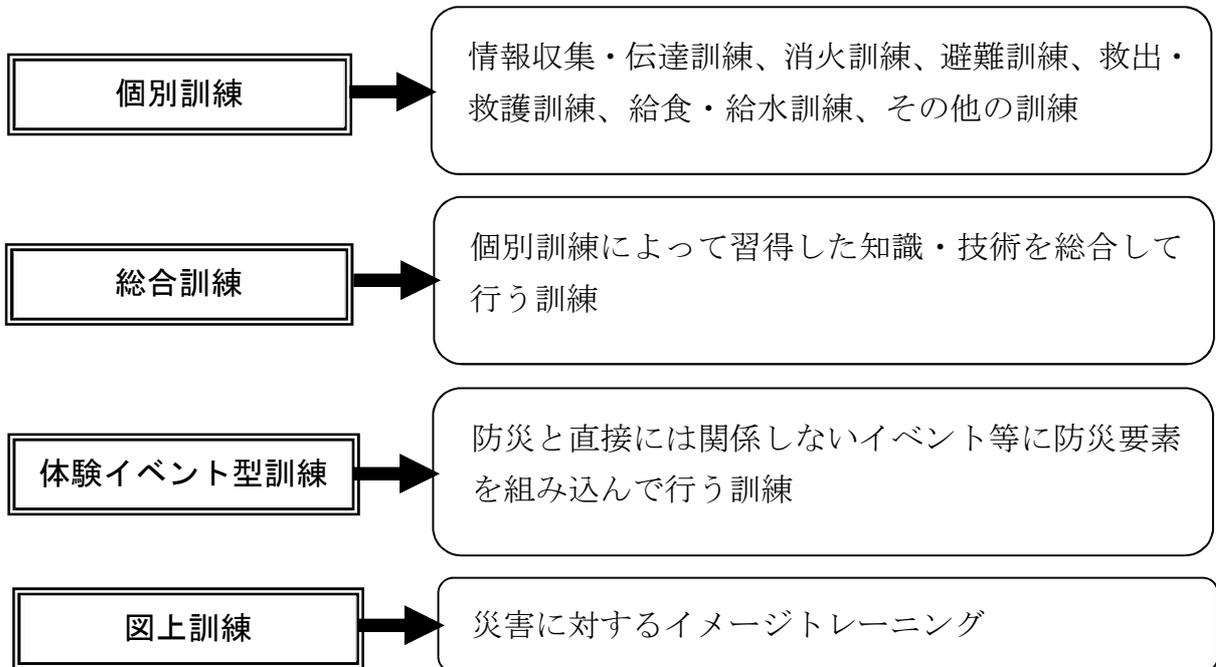
(3) 防災訓練の実施

災害が起きた時、迅速に的確な行動をとるためには日頃からの防災訓練が欠かせません。訓練を通じて、実践的な災害対応力を養います。

ア 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とします。

【主な防災訓練項目】



イ 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

(ア) 情報収集・伝達訓練

- ・ 地区内の被災状況、災害危険箇所の巡回結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集します。また、収集した情報を市や消防機関等と共有します。
- ・ 地区住民から収集した情報を整理し、現地対策班（新磯まちづくりセンター）へ報告します。なお、情報の収集・伝達手段として無線を活用します。

(イ) 消火訓練

- ・ 「まと」を使用して水消火器、水バケツ等の消火用器具の使用方法及び消火技術を習熟します。
- ・ バケツリレーでの消火を実践する場合は、バケツの水量や人と人との間隔なども考えながら行います。
- ・ 初期消火として対応できるのは、「火が天井に移っていない段階で、出火後3分くらいまで」であることを徹底します。

(ウ) 避難訓練

- ・ 各单位自治会で事前に定めた一時避難場所の確認
- ・ 一時避難場所から避難所への避難経路の確認
- ・ 災害時の避難で自宅を出る際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めることを訓練時にも再確認します。

(エ) 救出・救護訓練

- ・ 家屋の倒壊や落下物により負傷した人の救出方法及び応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得します。
- ・ 負傷者が出たとき、その場に居合わせた人が皆、応急手当を施したり、安全な場所や救護所に負傷者を搬送できるように訓練を行います。
- ・ A E D（自動体外式除細動器）⁵を用いた救命処置の手順を習得します。

(オ) 給食・給水訓練

- ・ 災害時の炊き出しなどを行う方法と効率よく配給する方法等について習得します。
- ・ 各家庭でも3日分以上の食料、飲料水等の備蓄に努めることを再確認します。

(カ) 「無事ですタオル」 掲示訓練

- ・ 1分間行動（身の安全を確保、脱出口を確保、火の始末）を行います。
- ・ 10分間行動（消火活動、家族の安全確認・確保、ガラス破損や転倒家具への注意）を行います。
- ・ 無事ですタオル掲示（救助対象者がいないことを救助へ伝える）を行います。

ウ 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとします。

また、相模原市等が行う訓練に参加します。

エ 体験イベント型訓練

仮設トイレ設置訓練等の誰でも参加しやすい体験イベント型訓練を実施することで、災害対応能力を高める訓練を実施し、幅広い層に体験してもらいます。

オ 図上訓練

- ・ 実際の災害活動に備えるために行うものとします。できるだけ地区の実情に応じた設定にします。
- ・ 災害に対する地区や自らの意識に何が足りないかへの「気付き」となるよう、また、今後どんな訓練を行えばよいのかという「行動」につながるようにします。
- ・ 図上訓練としては、HUG⁶、DIG⁷及びクロスロード⁸などを活用します。

カ 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成します。

⁵ 心臓の突然の停止(心室細動)の際に電気ショックを与え(電氣的除細動)、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

⁶ 避難所運営ゲーム ⁷ 災害図上訓練 ⁸ 阪神・淡路大震災で、災害対応にあたった神戸市職員の体験談をもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材。

キ 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として年1回以上、地区連合の総合防災訓練と4地域毎の個別訓練を実施することとします。また、令和元年東日本台風を教訓に、大雨や台風に備え、風水害を想定した避難訓練や情報伝達訓練を年1回以上実施することとします。

なお、単位自主防災組織にあつては地区の実情にあつた個別訓練を随時実施します。

ク 訓練実施結果の報告

単位自主防災組織により個別訓練、4地域毎の地区総合防災訓練を実施した場合は、地区連合に訓練実施結果を報告するものとします。

(4) 防災資機材の点検・整備

自分の地区に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努めていきます。

【目的別の主な防災資機材】

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防災水槽、スタンドパイプ、ホース、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ロープ、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、防煙・防塵マスク 等
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

(5) 災害時要援護者の支援活動

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備えます。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととします。

ア 地区内の災害時要援護者の所在情報の把握

災害時要援護者がどこに住んでいるのか、どのような支援を必要とするのかなどの災害時要援護者情報の把握については、災害時要援護者本人の理解と同意を得ながら進めていくことが原則となります。

情報収集の進め方としては、次のような方法が考えられます。

(ア) 手上げ方式

取組みを地区内で周知し、災害時要援護者の募集を行い、災害時に支援を必要とする方について、本人や家族から自主的に地区へ申し出ていただく方法です。

地区住民への呼びかけについては、ひとりでも多くの住民へ周知できるよう、支援組織の皆さんの主体的かつ意欲的な活動が必要となります。

(イ) 同意方式

市が対象者に通知して同意を得た人の個人情報、協定を締結した自治会等に支援組織に対して提供する方法です。手上げ方式により情報把握を地区において、既に作成している名簿の補完として活用することも可能です。

この事業は「相模原市災害時要援護者避難支援事業」と言います。

イ 災害時要援護者支援台帳の作成

災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援の計画として、支援組織の支援担当者等を中心に、「災害時要援護者支援台帳」を作成します。

(ア) 災害時要援護者支援台帳の作成にあたっては、災害時要援護者本人又はその家族の意向を確認して行います。

(イ) 支援担当者等（災害時要援護者の個人情報に係る守秘義務を確保できる範囲内の者）が、災害時要援護者への戸別訪問等により現況調査を行います。訪問する支援担当者等は個人情報保護についての研修等により、個人情報保護について十分に理解した者とします。

(ウ) 戸別訪問等では、災害時の支援のために必要な範囲の情報のみを聴取することとし、災害時の支援に関わる支援担当者等が共有する災害時要援護者支援台帳として整理・保管します。

<災害時の支援のために必要な範囲の情報の例>

- 住所 ○ 氏名 ○ 性別 ○ 生年月日 ○ 電話番号 ○ 家族の状況
- 緊急連絡先 ○ 情報伝達方法(メールアドレス、FAX番号等)
- 介護や障害の内容 ○ 避難所での配慮事項など

(エ) 情報の収集にあたっては、原則として戸別訪問としますが、その際には第三者に情報が見られてしまうことが無いように配慮(一覧名簿ではなく、個票として持参する、情報の収集は回覧ではなく、情報の提出時には封書による封印を行うなど)が必要です。

(オ) 作成した災害時要援護者支援台帳は、災害時要援護者本人又はその家族の同意の上で、支援組織内で共有することができます。

(カ) 支援組織は、災害時要援護者支援台帳の内容に変化が無いか、年1回程度、災害時要援護者本人や家族に確認します。

ウ 災害時要援護者情報の管理

取り扱う災害時要援護者の方の情報は、自分の情報と同じく非常に大切な個人情報ですので、プライバシーに十分配慮し、適切に管理する必要があります。

このため、保管場所や方法など、個人情報の取扱い等に関するルールを定めておくことが必要です。

<具体例>

- 災害時の避難支援に不必要な情報は収集しないこと
- 災害時要援護者支援台帳は、災害時の支援に必要な最小限の担当者間で把握すること
- 個人情報を取り扱う場合は、情報の紛失・漏洩を防ぐこと
- 災害時要援護者支援に関係の無い第三者に話すことなどがないように注意すること

エ 災害時要援護者に対する安否確認や情報伝達の仕組みづくり

災害時要援護者の所在情報が把握できたら、支援組織の避難支援担当者を中心に、南海トラフ地震臨時情報発表時や高齢者等避難等発令時を含めて災害時に災害時要援護者の安否確認や情報伝達ができるような仕組みづくりに取り組みます。

(ア) 避難支援担当者について

避難支援担当者は、災害時要援護者への災害情報の伝達、安否確認、避難誘導を実際に行う人を言います。また、例えば、見守り活動や声かけなど、要援護者とのコミュニケーションを通じ信頼関係を深めることで、災害時要援護者と地区との接点としての役割も期待されます。

(イ) 避難支援担当者の選定

誰が誰を担当するかなどの取り決めをした上で、自らが担当する災害時要援護者の支援台帳を活用して、迅速かつ適切に安否確認等が行えるようにしましょう。なお、避難支援担当者は、災害時に居合わせなかったり、避難支援担当者自身が被災することも想定されることなどから、災害時要援護者1名に対して、避難支援担当者を複数とすることが望ましい形です。

また、災害時要援護者支援には、地区内の社会福祉施設や社会福祉団体等とのつながりも必要ですので、災害時要援護者の支援を視野にいたした防災訓練への参加・呼びかけを通し、お互いの協力体制をつくるよう心がけてください。

オ 災害時要援護者の視点に立った地区内避難環境の点検・調査

大規模災害時には、どのような状況に置かれるか誰にも予測ができないため、相当な混乱状態が予想されます。

災害時の混乱状態の中での避難・誘導は非常に困難です。そのため、避難・誘導活動を円滑に行うには、事前に、災害時要援護者を含めた多くの地区住民が、一時避難場所、広域避難場所、避難所（新磯小学校・相陽中学校）及び救護所（新磯小学校）の周辺及び避難経路について、危険箇所等の点検調査の取り組みが有効です。

カ 要援護者支援訓練の実施

関係団体と協力しながら、要援護者の所在確認や安否確認、避難誘導の方法などの実地訓練を行っていきます。

キ 関係団体との連携

新磯地区では、単位自治会が中心となり、地区の民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会の協力を得ながら進めているため、各団体の持つ身近な情報を含め、地区で重層的に対応する連携を引き続き進めていきます。

3 避難所運営協議会の平常時の活動

災害発生後に避難所を開設する際は、新磯地区で指定されている新磯小学校と相陽中学校の施設の安全確認がされた後、一時避難場所から避難者を収容し支援を行うことが重要です。

避難所が開設される事態になった場合には、混乱した中での運営が予想されます。避難所の生活は、避難者全員で協力することが大切です。

市で作成されている「相模原市避難所運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参考に、事前の検討や訓練を積み重ねる必要があります。

（1）避難所運営方法の検討

ア 事前協議

- ・ 避難所運営に携わる関係者は、災害時に円滑な避難所運営を行うことを目的として、事前に運営に関する協議を行います。
- ・ 協議した内容は、各マニュアルに追記し、災害時に生かします。

<協議で決めておくべきポイント>

- | | |
|--------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 避難所開設手順 | <input type="radio"/> 初動対応や地域住民・市・施設管理者の役割 |
| <input type="radio"/> その他の地区特性 | <input type="radio"/> 協議した事項の共有方法 |

イ マニュアルに必要事項の追記

- ・ 災害時に、事前協議で決定した事項に基づき、円滑な活動を行うためには、活用するマニュアルにその内容が反映されていることが重要です。
- ・ マニュアルは、市の基本的な方針を示したマニュアルとなっているため、事前協議の結果を反映し、地区の特性を追記し、さらに各避難所の平面図等に各配置場所を追加した各避難所版としてマニュアルを作成することが必要です。
- ・ 「避難所運営協議会運営要項」、「避難所運営協議会組織図」、「避難所運営協議会役員名簿」のひな型を活用し、毎年度当初、各現地対策班に提出します。
- ・ 新磯地区の実情に応じた、独自のルール作りを行い、必要に応じて追記します。

（2）避難所運営訓練、避難所体験訓練

災害時に開設される避難所の運営には、地区のことをよく知る自主防災組織が関わることが想定されることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行います。また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地区住民の防災意識を高めることができます。

（3）新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行います。また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発します。

4 消防団の平常時の活動

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地区における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地区に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

(1) 平常時の任務

ア 火災予防啓発活動

地区の防災訓練や市が行う総合防災訓練に参加したり、各種火災予防運動などを通じて火災予防を呼びかけています。

イ 消防施設の保全

各分団には、その活動の拠点となる詰所があり、火災等の災害に備えて常に整備された状態で管理されています。また、各分団に配備されている機械器具等についても最善の状態で管理するとともに、器具の取扱い訓練を通じて、その習熟に努めています。

ウ 教育訓練

消防団の任務遂行に必要な専門的知識や技能を習得するために様々な研修、教育及び訓練を行っています。

エ 地区の行事等への参加

地区の行事（お祭り等）での警戒活動や防災指導。地区会合へ出席し、消防団活動の紹介や防火防災の広報活動などを行っています。

(2) 消防団の主な施設・装備の点検・整備

消防団が効果的な災害活動を行うため、消防団詰所、消防車両及び可搬ポンプなどの施設や資機材、防火衣などの装備を点検整備しています。

○詰所・車庫	○消防車両・可搬ポンプ	○活動服・雨衣・編上靴(安全靴)
○防災衣	○投光器	○震災用レスキューキット(バール、ボルトカッター等)
○救命胴衣	○トランジスタメガホン	○携帯用無線機(アナログ)

(3) 団員の確保

団員数は、全国的な傾向として、年々減少しており、本市においても、充足率が減少しています。

南方面隊第2分団においても、充足率が減少しつつあることから、団員の減少に歯止めをかけ、増加させる必要があります。

ア 若者の入団促進

毎年、消防団員の平均年齢が上昇していることから、今後は、小学校をはじめ、高校などにおいても、消防団員の参加の下、「消防団員PRキャンペーン」等のイベントを開催し、若者の入団や次世代の消防団員の確保を図っていく必要があります。

イ 事業所における消防団への理解

地区防災の中核的存在である消防団は、その即時対応力と動員力が地区の大きな防災力として期待されています。消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成 21 年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を実施しています。

ウ 消防団OBとの連携

災害時には人的協力（マンパワー）が必要不可欠です。消防団を引退したOBが豊富な経験を生かすため普段から連携を取ることが必要です。

5 関係団体（新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会）の平常時の活動

災害時に大きな影響を受ける災害時要援護者の安全を確保することは、地区全体の安全を向上させることにもつながることから、災害時要援護者の状況を知る地区の民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地区老人クラブ、福祉関係団体等が平常時から自治会と連携を図り、総合的に取り組んでいくことが重要となります。

（1）高齢者等の見守り活動の充実

地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、福祉関係団体等の様々な見守りの担い手が連携・協力し、高齢者等への日常的な見守りや声かけを行うなど、地区全体で見守り活動を充実するためのしくみを構築します。

（2）災害時要援護者の支援体制づくりにおける連携・協力

ア 災害時要援護者情報の収集・共有

災害時要援護者の避難支援に直接携わる自治会や民生委員・児童委員との連携を深め、保有する個人情報の守秘義務を確保しながら、平常時からの災害時要援護者情報の収集・共有に取り組みます。

イ 災害時要援護者支援につながる人材の確保

高齢者等の見守り活動の担い手となる人材を育成し、常日頃からの見守りや声かけによる結びつきを、災害発生時の安否や所在の確認等に活かしていきます。

6 事業者の平常時の活動

災害時に地区の一員として事業者の応援・協力が得られれば、救助・救出活動等をより効果的に行うことができるため、積極的に連携を図る必要があります。

なお、災害時における地区と事業者との連携としては、主に従業員の地区防災活動への参加や事業者の保有する物資や資機材による協力が考えられます。

(1) 事業者の責務

ア 事業所周辺の危険箇所の把握

事業所の周辺に災害時、障害となるものはないか。

イ 事業所内の設備の点検・整備

災害時に設備が機能するか、また、停電後の始動方法の確認。

ウ 3日分以上の食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄

災害の状況によっては従業員等を数日留め置くこともあり得ることから最低限の備蓄を行います。

エ 初期消火に必要な資機材の準備

火災を最小限に抑えるため事業所の規模に応じた消火資機材を備えます。

オ 建築物等の耐震性・耐火性の向上

被害を軽減するための取組を行います。

カ 事業所として消防訓練・避難訓練の実施

訓練を通じて被害の軽減を図ります。

(2) 地区との連携

ア 従業員の地区防災活動への参加

イ 消防団協力事業所としての地域貢献

ウ 事業所の物資や資機材の保有状況の共有

エ 地区の実情や想定される支援に応じた協力体制づくり

7 地区住民の平常時の活動

月に一度は家族全員で防災会議を開き、災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行います。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施します。

(1) 地区情報の把握

ア 地区の災害危険の把握

ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し図上で確認して、次に歩いて危険性を確認します。

イ 一時避難場所、広域避難場所、避難所の確認

災害に応じた適正な避難場所を確認します。

【新磯地区 避難場所等一覧表】

<一時避難場所>

(令和4年10月現在)

No.	自治会名	一時避難場所	住所
1	上磯部上	下磯部中部子供広場	南区磯部 1333-1
2	上磯部中	上磯部自治会館 駐車場	南区磯部 1389-1
3	上磯部下	上磯部自治会館 駐車場	南区磯部 1389-1
4	上磯部山谷上	相陽中学校	南区磯部 1540
5	上磯部山谷下	勝坂遺跡公園駐車場	南区磯部 1827-1
6	上磯部西ヶ谷戸	上磯部自治会館 駐車場	南区磯部 1389-1
7	下磯部四ッ谷上	能徳寺	南区磯部 425
8	下磯部四ッ谷下	能徳寺	南区磯部 425
9	下磯部中部	御嶽神社	南区磯部 951
10	下磯部中部	下磯部中部こども広場	南区磯部 1333-1
11	下磯部東の上	下磯部東子ども広場	南区磯部 1082-1
12	下磯部東の下	下磯部東子ども広場	南区磯部 1082-1
13	下磯部上の原	ふれあい広場	南区磯部 1158-2
14	すずかけ台	磯部雨水調整池南側	南区磯部 1310
15	勝坂上	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
16	勝坂下	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
17	勝坂東	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
18	勝坂西	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
19	勝坂南	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
20	新戸大河原	相模川左岸第2堤防火の見やぐら付近	南区新戸 655
21	新戸河原東	相模川左岸第2堤防火の見やぐら付近	南区新戸 655

No.	自治会名	一時避難場所	住所
22	新戸南町	長谷川電機店前	南区新戸 1936
23	新戸西	個人宅（空地）	南区新戸
24	陣屋小路	新戸自治会館	南区新戸 2073-1
25	新戸東	新戸東自治会倉庫前	南区新戸 2138-1
26	新戸中央	日枝神社	南区新戸 2452
27	新戸上新	新磯ふれあいセンター	南区新戸 2268-1
28	荒井耕地東	旧県立新磯高等学校	南区新戸 2607-2
29	新戸荒井耕地西	自治会収納庫前	南区新戸 2512
30	新戸新道	旧県立新磯高等学校	南区新戸 2607-2
31	新戸新道	日枝神社	南区新戸 2452
32	新戸相武台下	新戸山谷バス停北側	南区新戸 2146
33	新戸山谷	高橋駐車場	南区新戸 2097-1
34	新戸山谷	諏訪神社	南区新戸 3012
35	新戸釣瓶下	新戸釣瓶下公園	南区新戸 1882
36	南町パレス翔	立体駐車場前	南区新戸 1729

※個人情報保護の観点から、個人の氏名及び住所は省略しています。

<広域避難場所>

広域避難場所名	総面積 安全面積 準安全面積 (m ²)	収容可能人数（人）
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	36,000 25,600 10,400	14,600

安全面積：全方位から市街地大火が発生した場合の熱量を受けても安全な後退距離を保てる範囲の面積

準安全面積：市街地大火が発生した場合、限定される方向からの熱量に対してのみ安全な後退距離を保てる範囲の面積

<避難所>

避難所	所在地	救護所指定	収容可能人数	給食室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽	緊急遮断弁 付受水槽
新磯小学校	南区磯部 1028-5		1,377	○			○
相陽中学校	南区磯部 1540	○	1,600		○	○	○
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	南区新戸 2607-2	※新磯小学校が避難所として開設できない場合に開設する可能性がある。					

<風水害時避難場所>

施設等名称	洪水	土砂	所在地
相陽中学校	○	○	南区磯部 1540
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	○	○	南区新戸 2607-2

<概ねの避難対象地域>

地域名称	避難所名称	風水害時避難場所名称
上磯部	相陽中学校	相陽中学校
下磯部	新磯小学校	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド
勝坂	相陽中学校	相陽中学校
新戸	新磯小学校	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド

ウ 避難所までの避難経路の確認

災害種別や規模に応じた避難経路を設定します。

エ 近所に住む災害時要援護者に配慮した避難誘導の確認

何ができて、何ができないかを明確にします。

オ 危険物の取扱施設の確認

災害の拡大が想定されるため事前の把握に努めます。

カ 災害時協力井戸の場所確認

地区内の生活用水として使用できる井戸の場所を確認しておきます。

キ マイ・タイムラインの作成

さがみはら防災マップやハザードマップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認するとともに、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成します。

ク 防災メールの登録

大雨や台風時に避難情報の発令などを放送するひばり放送の内容が聞こえない場合に備えて、防災メールを登録します。

(2) 防災資機材等の備蓄と点検

ア 必要な防災資機材

個人（家庭）レベルで使いこなせる資機材を備蓄します。

イ 防災資機材の点検・整備と操作方法の習得

防災資機材は、災害発生時に即座に必要となるもので、日頃の取扱い訓練や点検を行います。なお、できれば家族・近所の方と一緒にいき、いつ何時でも使用できるようにしておきます。

ウ ペットの災害対策

ペットを飼育している家庭は、ペット用の避難用品の用意やペットが迷子になってしまった場合に備えた身分の表示、ワクチンの接種などをおこないます。

エ 活動上の留意点

備蓄場所は、いざというときにすぐ取り出し可能な場所とし、家族等に周知しておきます。

(3) 防災訓練への参加

ア 正しい知識、技術を習得するために積極的に参加します。

イ 家族や隣近所も誘い、気楽な感じで参加します。

ウ 防災訓練に参加し、家族の役割分担を確認します。

エ 訓練の目的を理解し、自ら地区を守る担い手になる。

オ 訓練に参加することによって、訓練参加者と顔見知りになり災害時に生きる。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動（地震・風水害）

1 地区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 地震災害

相模原市で「震度5強」以上の地震が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

イ 風水害

風水害等により地区内の複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

ウ 設置場所

新磯まちづくりセンター内に新磯地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置します。

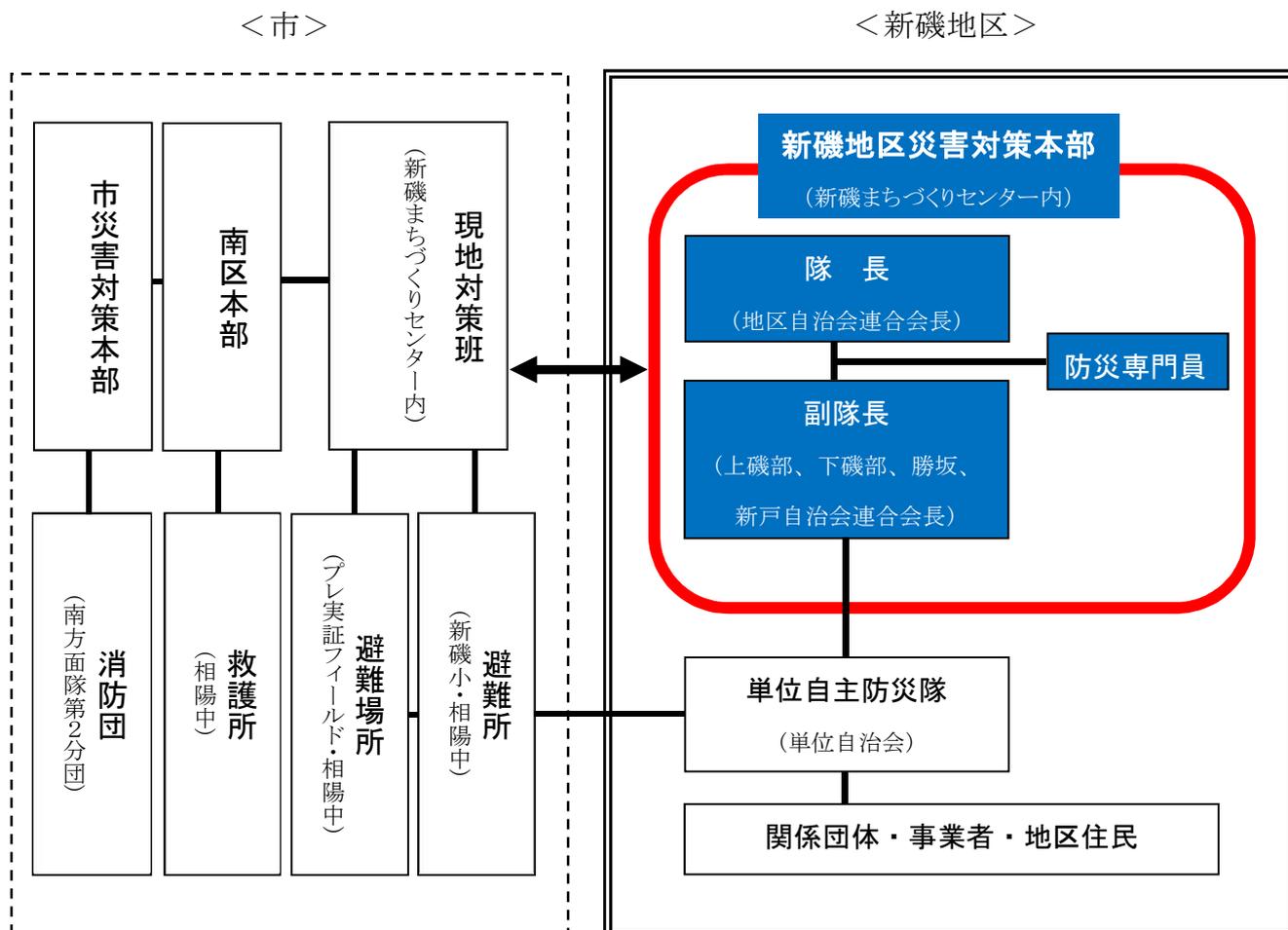
	設置基準	参集方法
地震時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相模原市で震度5強以上の地震を観測したとき ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 	テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、広報車、防災メール等により情報を得て自主参集
風水害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ○ 相模川や鳩川の氾濫警戒情報が発表されたとき ○ 大雨特別警報⁹・暴風特別警報⁹・大雪特別警報⁹・土砂災害警戒情報などが発表されたとき ○ 「警戒レベル4 避難指示」が発令されたとき 	

⁹ 警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に行う予報。

(2) 地区本部の組織

地区本部は、新磯地区連合自主防災隊隊長、副隊長（4地区自治会連合会長）及び地区防災専門員をもって組織します。

【体系図】



2 地区本部の活動

地区本部は、地区内の被害状況等の掌握及び統括に努めます。また、地区内地図やホワイトボード等を活用して災害対応にあたります。

(1) 地区内の被災・被害状況等の収集、報告

- ・ 単位自主防災組織の被災・被害状況の収集及び支援要請等の要望事項を収集します。
- ・ 隊長は単位自主防災組織から収集した上記情報を取りまとめ、現地対策班へ報告します。

(2) 災害情報及び市内の被害状況収集

- ・ 現地対策班を通じて、災害の規模及び市内の被災・被害状況を収集します。

(3) 地区内への情報提供

- ・ 現地対策班から得た災害情報及び市内の被害状況を単位自主防災隊へ情報提供します。
- ・ 広域避難場所開設や避難所開設情報を確認し、単位自主防災隊へ情報提供します。

(4) 地区内への協力・応援要請

- ・ 消火や救出・救護等の地区内で対応できる事案について、単位自主防災隊へ協力・応援を要請します。

(5) 市への応援要請

- ・ 地区内の被害が甚大で対応しきれない事案については、現地対策班を通じて市へ応援要請を行います。

3 地区本部の閉設

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を閉設します。地区本部を閉設した場合には、現地対策班にその旨を報告するとともに、単位自主防災隊に連絡します。

第2章 応急対策活動

1 情報収集・伝達活動

単位自主防災組織で 担当する班	情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

情報連絡班は、被害情報等を収集し、地区本部を通じて、現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達します。

(2) 主な活動内容

情報連絡班は、地区におけるきめの細かい情報の伝達ルートとしての役割を果たすため、主に次のような情報収集・伝達活動を行います。

ア 正しい災害関連情報、地区内の被害情報等の把握をするため、関連組織からの情報収集及び伝達

イ 地区本部、現地対策班への応援要請、情報収集

ウ 地区住民や自主防災組織の各班への情報伝達

(3) 重要事項

ア 情報伝達は簡単明瞭に

情報は、簡単で明瞭なことが肝心です。「いつ、何が（誰が）、どこで、どうして、どのように、何を」の要領で、特殊な用語やあいまいな表現がないように心がけ、特に数字には注意します。

イ メモを忘れずに

誤った情報伝達を防ぐため、できる限りメモを取ります。特に電話での伝言はメモを取ることを忘れずにします。

2 初期消火活動・水防活動

単位自主防災組織で 担当する班	初期消火班、情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

初期消火班は、安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御します。また、水防活動では、被害を抑えるための行動をとります。

(2) 主な活動内容

【初期消火活動】

各家庭での出火防止が一番大切ですが、もし、火災が発生したら、まず個人、隣近所、そして、初期消火班が中心となって、初期消火を行います。

ア 出火防止の呼びかけ

イ 初期消火（個人レベル～初期消火班による組織的な活動）

ウ 地区内の状況把握と応援要請（情報連絡班へ）

エ 被害甚大地区の消火活動への協力

オ 消防機関への協力（火災現場での活動補助、残火処理や警戒活動等）

【水防活動】

洪水発生による被害を最小限にするために、市や消防団が巡視します。災害発生の危険性がある箇所では水防活動を行うことが重要です。水防活動の基本は土のうづくりです。土のうづくりはマンパワーが必要なためできるだけ多くの方の協力が必要です。

(3) 重要事項

ア 安全第一に

消火活動は専門性の高い活動で、自分たちだけで火事を抑え込めると考えるのは危険です。

一般的には、天井に火が燃え移るまで、出火から3分くらいが初期消火の限度といわれているため、それを超える火災に発展したら、すぐに避難して、消防隊が到着するまでの間は、火災の延焼拡大を防ぐことに努めます。

火が天井に達すると、フラッシュオーバー（火災によって発生した熱が建物内に蓄積され、可燃物が燃焼しやすい状態になり、部屋全体が一度に燃え出す現象）の危険があるので、直ちに屋外に退避して、安全な場所から屋内に向けて消火器を放射し、ドアや窓を閉めて外気の流入を阻止し、火勢の抑制を図ることが望ましいです。

イ 事業所等との連携による活動

地区内にある事業所の中には自衛消防隊を組織している場合があります。平素から地区住民、自主防災組織と企業が相互の連携を強め、大型消火器など、消火能力の高い機材を活用できるよう体制を確保することも大切です。

3 救出・救護・搬送活動

単位自主防災組織で 担当する班	救出・救護班、災害時要援護者支援班、情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

救出・救護班は、周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護・搬送活動を行います。

(2) 主な活動内容

救出・救護班は、次のような救出・救護活動を行います。

- ア 下敷きになっている人等の救出・救護（個人レベル～救出・救護班による組織的な活動）
- イ 地区内の被害状況把握と応援要請（情報連絡班へ）
- ウ 被害甚大地区の救出・救護活動への協力
- エ 消防機関等への協力（現場での活動補助等）
- オ 応急手当と救護所への搬送

(3) 重要事項

ア 二次災害の防止と組織的活動の展開

救出作業は、危険を伴う場合があります。また、一人での作業には限界があります。

消防隊や救出・救護班を中心に、その指示に従い、二次災害に十分注意を払い、組織的に作業を進める必要があります。また、災害現場は事故の危険性が高く、長袖、長ズボン、軍手、ヘルメット、厚底の靴など、安全な服装で作業を行う必要があります。

イ 事業所等との連携による活動

地区内にある事業所の中には自衛消防隊を組織しているもの、また、建設会社等で業務用大型建設機械及び操作技術者を保有しているところもあります。平常時から地区住民、自主防災組織と事業所が相互の連携を強め、災害時には早期に全面的な支援を要請すべきです。

ウ 負傷者は救護所へ

病院等に軽傷者が殺到すると、医師・看護師、救急隊員等がその対応に追われ、重傷者の救命処置が十分に行われれないという事態を招くおそれがあります。軽傷者は救護所等での応急手当で対応するものとし、直接病院等に行かないよう徹底する必要があります。

4 避難誘導活動

単位自主防災組織で 担当する班	避難誘導班、災害時要援護者支援班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

避難誘導班は、全員が安全に避難できるよう避難誘導を行います。

(2) 主な活動内容

避難誘導班を中心に、全員が組織としてまとまって、安全に避難できるよう、次のような活動を行います。

- ア 避難の必要性の判断
- イ 周辺住民への周知徹底（避難指示等、避難時の注意事項）
- ウ 一時避難場所への避難誘導
- エ 広域避難場所への避難誘導
- オ 避難者の安全確保、安全確認
- カ 避難状況の連絡

(3) 重要事項

ア 災害時要援護者を優先的に

市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに、洪水浸水想定区域等に居住する立退き避難が必要な災害時要援護者や自力で避難ができない人が逃げ遅れないようみんなで協力することが大切です。

戸別に声をかけ、車椅子、リヤカー、担架等により必要に応じて援助し、また、避難の際は列の中央におくなどの配慮が必要です。

イ 安全な装備で

かついで逃げられるのは10kg程度とされています。携行品は、必要最低限の生活用品等を入れた非常持ち出し袋（リュックサック等）だけとし、身軽なかつこうで避難します。また、長袖、長ズボン、軍手、ヘルメット、厚底の靴など、安全な服装で避難することなどを徹底させる必要があります。

ウ 自主避難場所の開設

市が開設する風水害避難場所まで避難することが困難な方や、分散避難のため、市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに、市と地区災害対策本部等にて調整のうえ、自治会館等を開設します。

5 避難所運営活動

単位自主防災組織で 担当する班	避難所運営班長（避難所運営班）
関連する新磯地区の組織	単位自主防災組織、避難所運営協議会、関係団体、事業者、 地区住民

(1) 基本的な活動指針

避難所運営班長（避難所運営班）は、地区住民、避難所担当市職員、施設管理者等と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行います。

(2) 主な活動内容

発災後の主な活動内容は以下のとおりです。

なお、詳細な活動については、「相模原市避難所運営マニュアル」を参照のこと。

- ア 避難所の管理全般
- イ 避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
- ウ 衛生対策
- エ 負傷者等への救護活動
- オ 災害時要援護者への対応
- カ 飲料水・生活水の確保
- キ 生活必需品の管理、受入れ、分配
- ク 炊き出し、食料管理、受入れ
- ケ 安全管理、巡回警備

(3) 重要事項

ア 災害時要援護者を優先して

被災直後は断水だけでなく、火災等の二次災害を防ぐために火気の使用が制限され、備蓄しておいた飲料水や非常食だけで生活を維持しなければならないこともあります。

この場合、高齢者や障害者などの災害時要援護者ほど生活の維持が困難なため、災害時要援護者を優先して飲料水や非常食の配布を行います。

イ 地区住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行います。

また、収集された情報については、適時、避難所運営本部に報告を行い、報告を受けた避難所運営本部は、随時、現地対策班に報告します。

ウ ボランティアとの連携

災害時におけるボランティアとの連携は不可欠です。避難所運営本部、地区本部、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、活動分野に対して、必要に応じて支援を要請します。

エ 役割分担のもとに公平で平等な運営を

避難者がいろいろな班をできるだけ分担し、全員参加により、共同生活を行っているとの認識を持つことが重要です。

オ 様々な手段で情報伝達を

情報はすべての人に正確に伝える必要があります。校内放送や掲示板による伝達だけでなく、手話通訳や外国語の通訳に協力を求め、聴覚障害者や外国人に情報を伝えることや、高齢者には口頭で直接内容を伝えることも必要です。

カ 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区本部と協力して在宅避難者への支援を行います。

キ 多様な視点に基づく避難所運営

避難所運営に当たっては、障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにします。また、男女のみの性を前提とした避難所運営を行わないように心がけます。

ク 車中泊避難者への対応

車中泊等、避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るよう勧めますが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者と同様の対応を行うなど、避難所運営マニュアルに基づいて対応を行います。また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行います。

ケ 風水害時避難場所の支援

大雨特別警報発表の可能性が出た場合や城山ダムが緊急放流を行う可能性が出た場合、市が災害対策本部を設置した場合など、多数の避難者が生じるおそれがある場合には、市風水害時避難場所担当職員と現地対策班、避難所運営協議会及び地区災害対策本部にて調整のうえ、風水害時避難場所の運営支援を行います。

施設等名称	支援団体
相陽中学校	相陽中学校避難所運営協議会
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	新磯小学校避難所運営協議会

6 給食・給水活動

単位自主防災組織で 担当する班	給食・給水班
関連する新磯地区の組織	単位自主防災組織、地区住民

(1) 基本的な活動指針

給食・給水班は、給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行います。

(2) 主な活動内容

給食・給水班の指示に従って、順序を守って行動するよう徹底させることが大切です。主な給食・給水活動は以下のとおりです。

ア 自主防災組織による独自の物資（食料、飲料水、生活必需物資）調達と被災者への供給

イ 不足物資の把握と供給の要請

ウ 物資の受入れと被災者への供給

エ 炊き出しの実施

(3) 重要事項

ア 給食・給水のルールづくり

救援物資を必要とする人数を隣近所で集約し、各組・班の代表者が給食・給水のルールに従って供給できれば混乱も減少し、みんなが公平に救援物資を入手することが可能になります。各組・班の代表者は、常に人数を把握し、給食・給水班に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントとなります。

イ 避難所周辺の人にも配慮を

被災後に避難所で生活するのは地域住民ばかりとは限りません。被災後の給食・給水には、他市の人や帰宅困難者など、地区外の人に対する配慮も必要になります。

また、避難所における給食・給水、物資の供給は、避難者だけでなく、周辺の全住民が対象となるため、避難所周辺住民の協力を得ながら、必要数量の把握、情報の伝達、供給などの対応を行う必要があります。

7 災害時要援護者支援活動

単位自主防災組織で 担当する班	災害時要援護者支援班、情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

災害時要援護者支援班は、関係団体や地区住民と協力して、災害時要援護者各人の要望を親身になって聞き、災害時要援護者支援活動に取り組みます。

(2) 主な活動内容

災害時要援護者に対する支援活動は様々な局面で出てきますが、大きな活動項目としては、以下のようなものがあります。災害時要援護者支援班や地区民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等を中心に、地区住民の理解と協力を得て、活動を展開していく必要があります。

なお、活動の詳細については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参照のこと。

ア 災害時の安否確認と救出・救護、避難誘導

イ 避難所の災害時要援護者や在宅の災害時要援護者への支援活動

ウ 地区内の被災状況の把握、情報連絡班への応援要請及び被災状況の連絡

(3) 重要事項

ア 災害時要援護者の安否確認

災害時要援護者支援班が地区民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等と協力して戸別に確認することが基本となります。

イ 災害時要援護者の避難誘導方法

高齢者、障害者などの災害時要援護者の援助に関しては、それぞれの人に適した方法を確認し、複数の人で対応することが基本となります。車椅子、リヤカー、担架などの方法があるが、複数の援助者がいない場合は、ひもで背負うなど臨機応変に対処します。

目の不自由な人の場合は、まず声をかけ、肘のあたりに軽く触れるか、腕をかし、半歩前くらいをゆっくり歩きます。耳の不自由な人の場合は、口頭でわからないようであれば紙とペンで筆談し、あるいは相手の手のひらに指先で文字を書いて筆談します。

8 他組織との連携

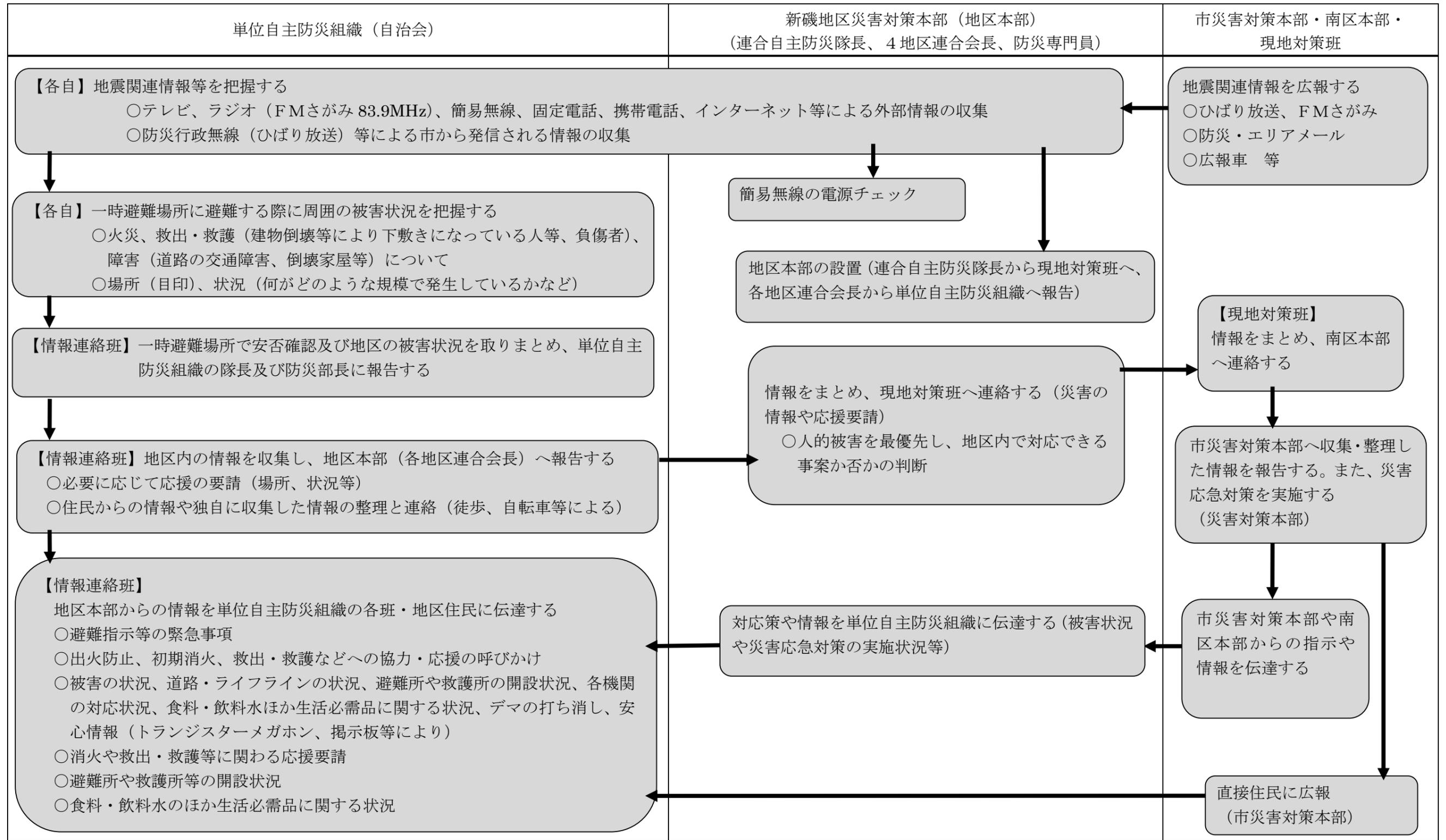
災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図ります。

他の自主防災組織との連携を強化する	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織がありますが、その他、以下のような連携づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○ 地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
市の支援体制を活用する	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要です。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」をまちづくりセンター等に提出し、また、自主防災訓練、防災研修会、事業所消防訓練などを実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、市から様々な支援が受けられる体制となっています。</p>
事業所との協力関係を構築する	<p>平日の昼間への対応として、地区にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の自主防災組織への参加促進 ・ 事業所の防災訓練への参加促進 ○ 災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・ 事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○ 市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所への意識啓発 ・ 協力関係構築に関する指導
避難所運営を念頭においた協力体制をつくる	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うこととなりますが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要です。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行います。</p>
協力を依頼する人たちとの取り決めを行う	<p>医療関係従事者、地区民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人たちと災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役立ちます。</p>

9 各種活動の主な流れ

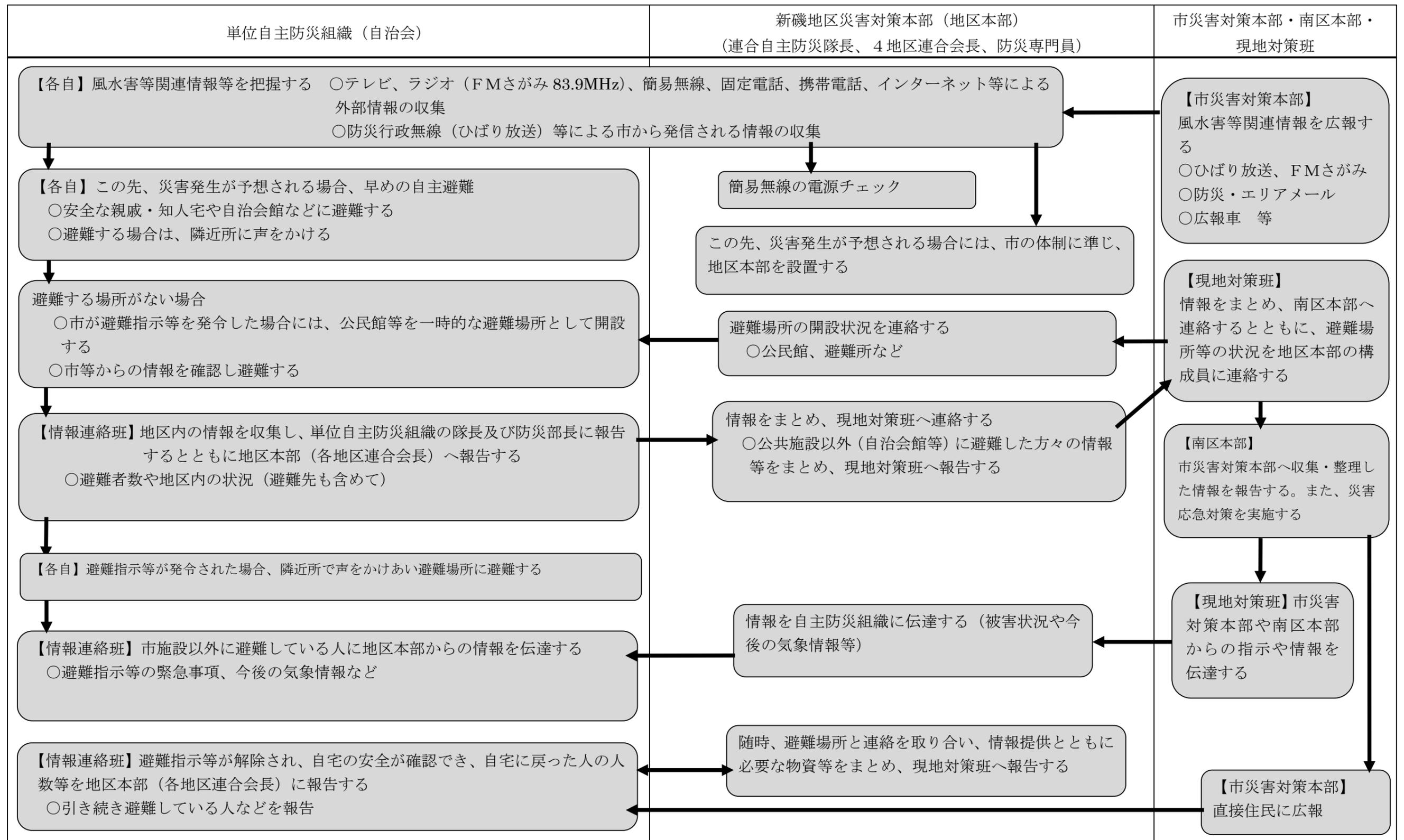
応急対策活動については、次の「主な流れ」を参考にして、『いのちと生活』を守ることを最優先に柔軟に対応します。

【情報収集・伝達活動の流れ】（地震時）



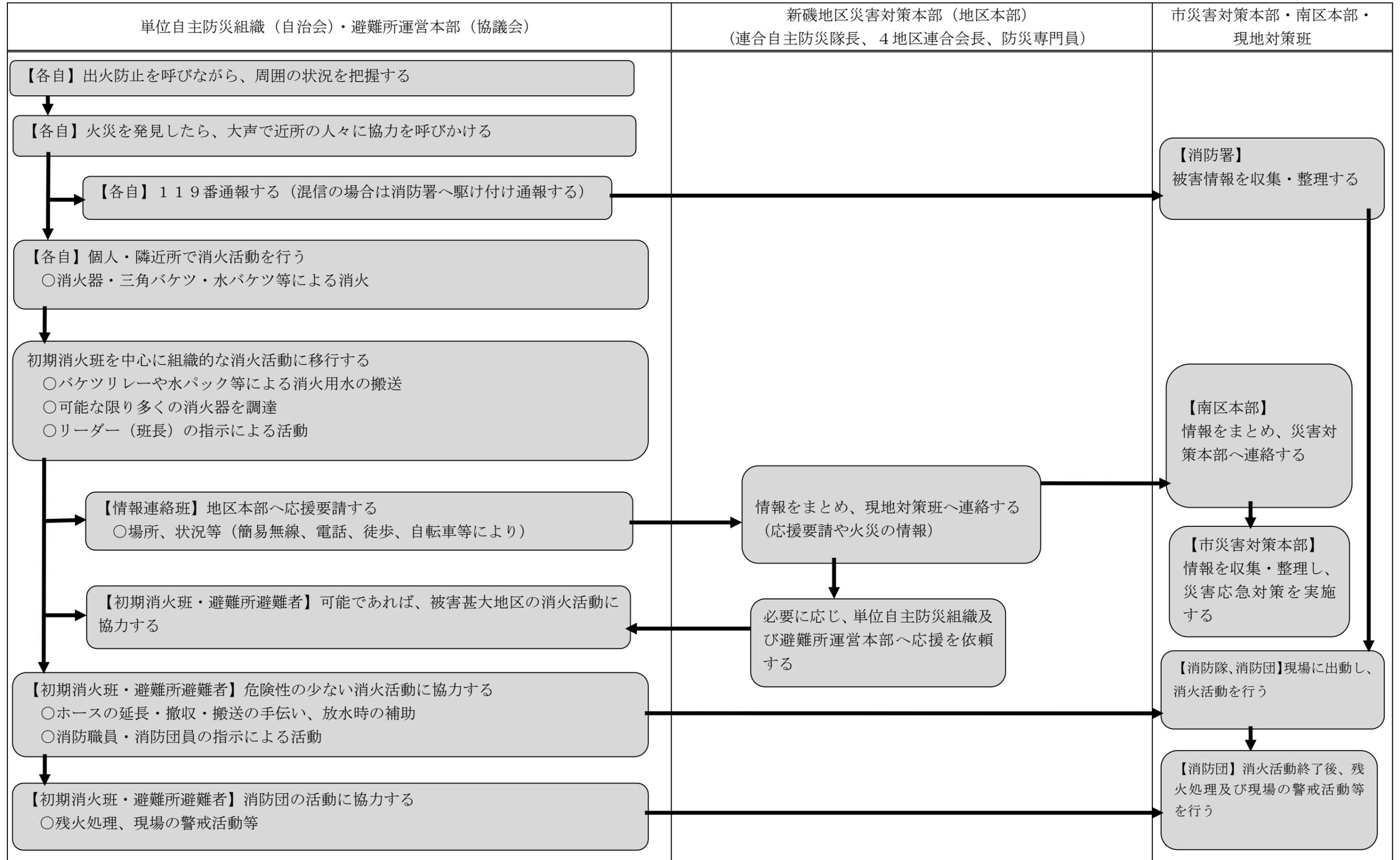
※避難所運営のメンバー、消防団、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会、事業者、地区住民はテレビやラジオ等から情報収集するとともに、市から発する情報を正しく理解し行動をとるようにします。災害時は根拠のないデマが流れやすく、また、異常な心理状態のため冷静な判断力が失われており、デマを安易に信じてしまいやすいため注意します。

【情報収集・伝達活動の流れ】（風水害時）

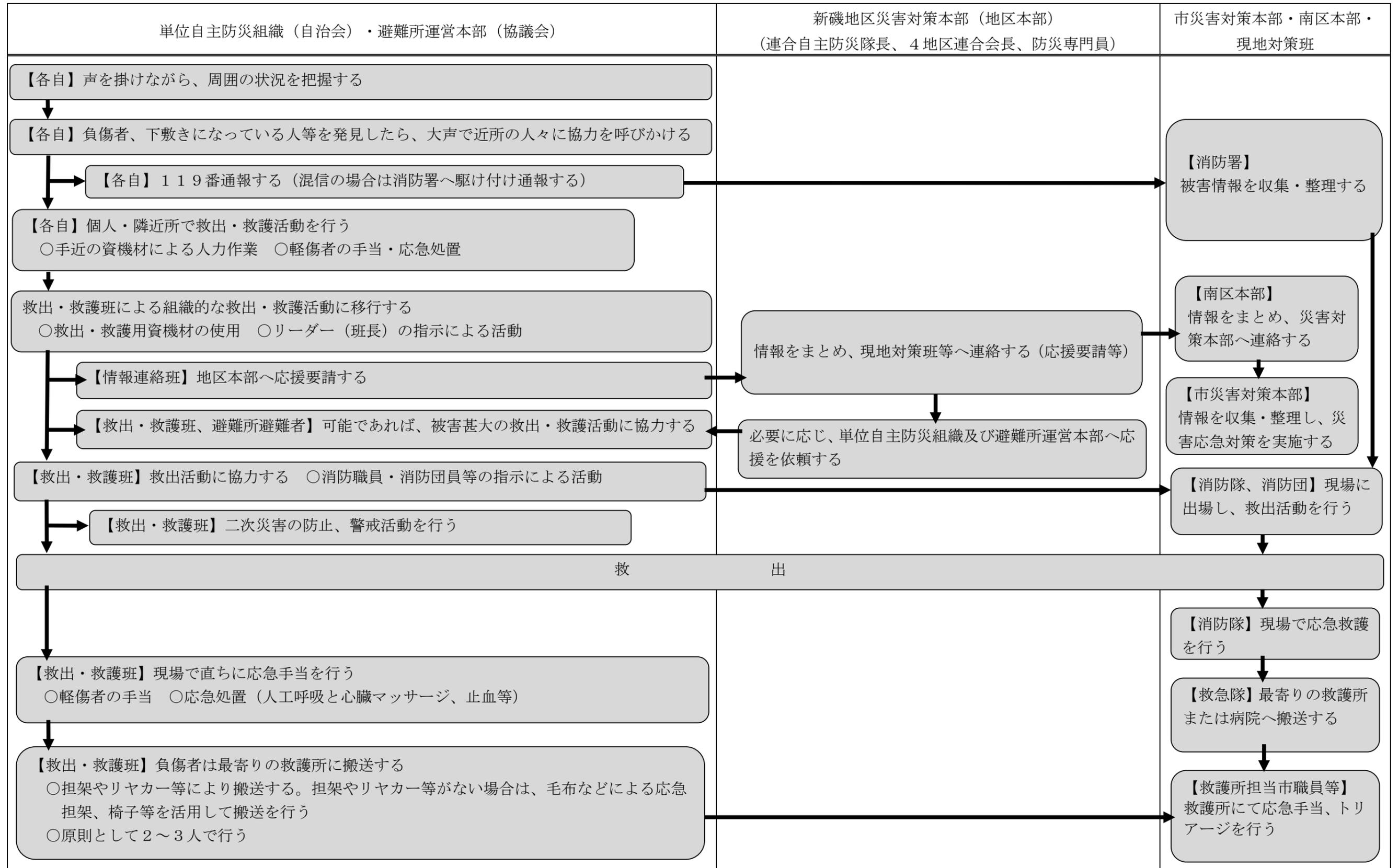


※避難所運営のメンバー、消防団、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会、事業者、地区住民はテレビやラジオ等から情報収集するとともに、市から発する情報を正しく理解し行動をとるようにします。風水害等は事前に災害が予測できる場合があるので情報共有をするとともに、隣近所で声をかけあい異変を感じたら早めの自主避難をします。

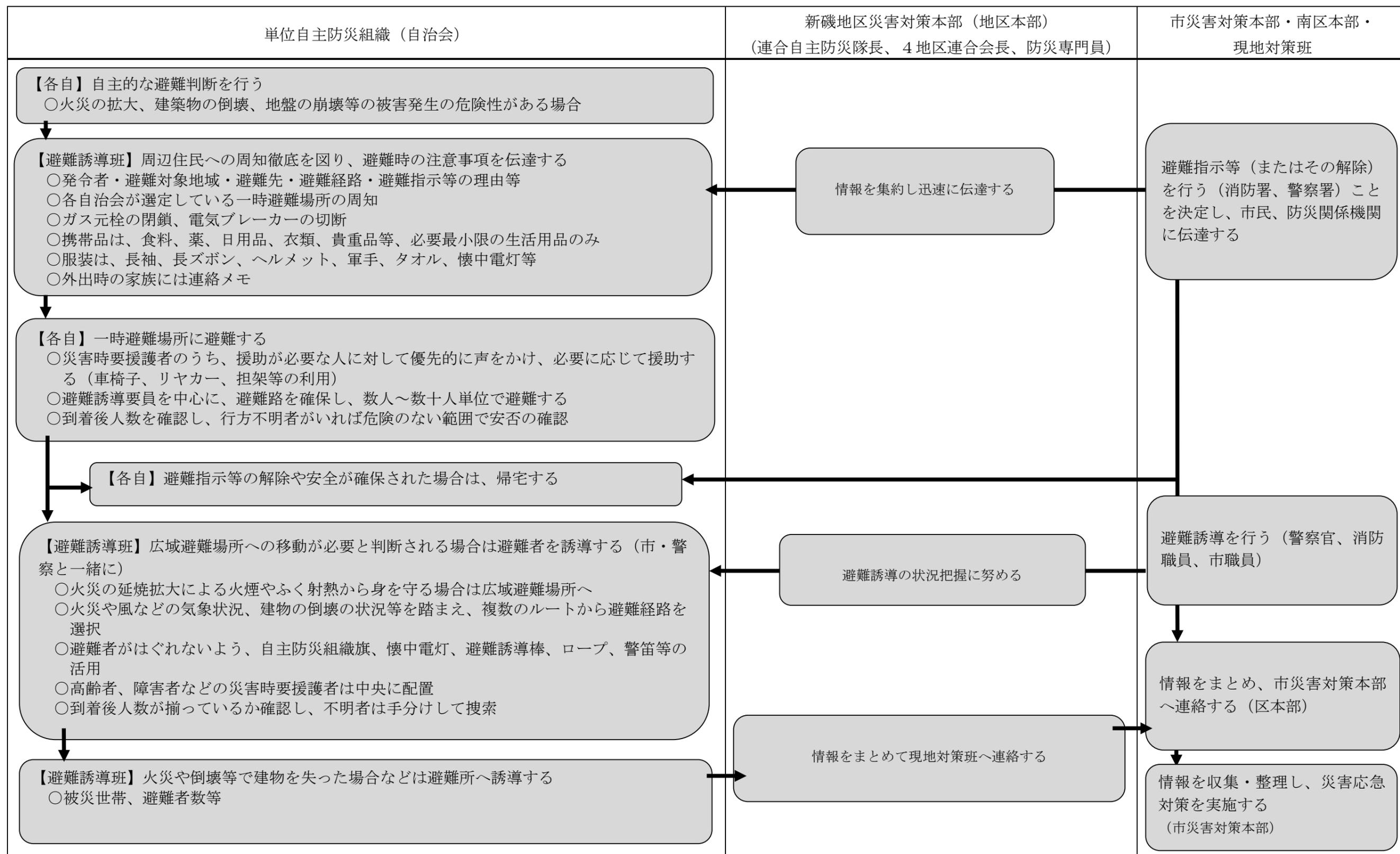
【初期消火活動の流れ】



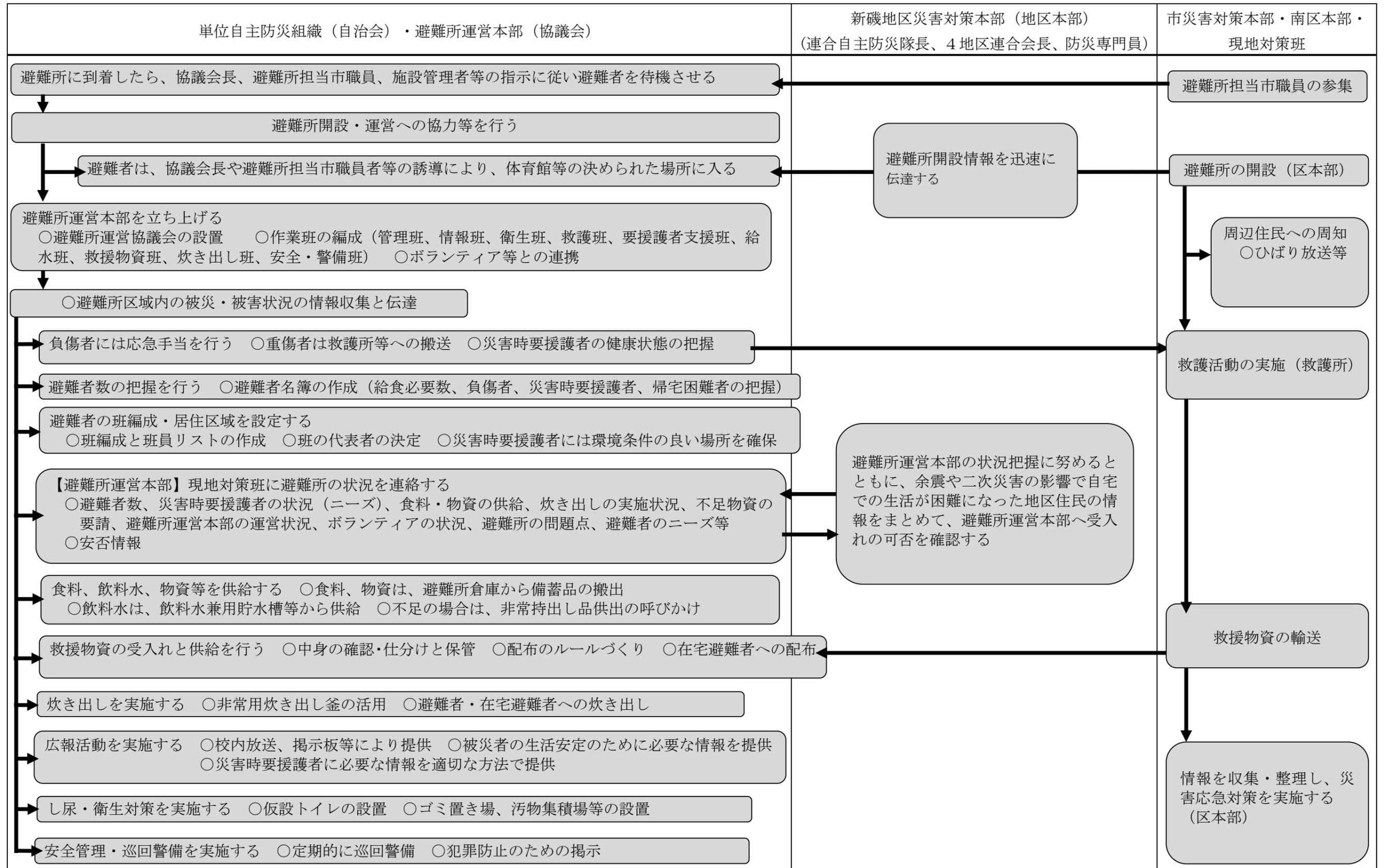
【救出・救護・搬送活動の流れ】



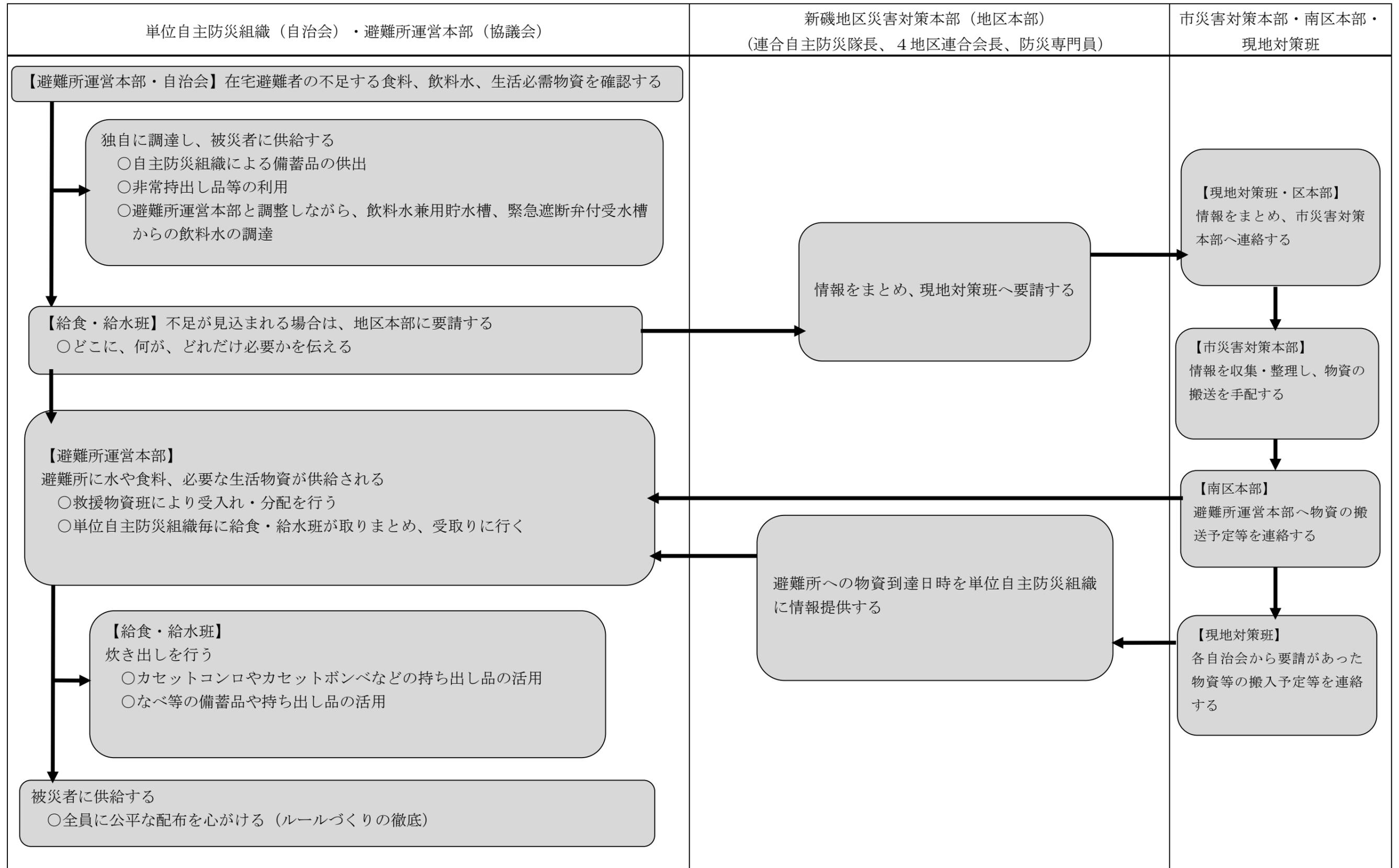
【避難誘導活動の流れ】



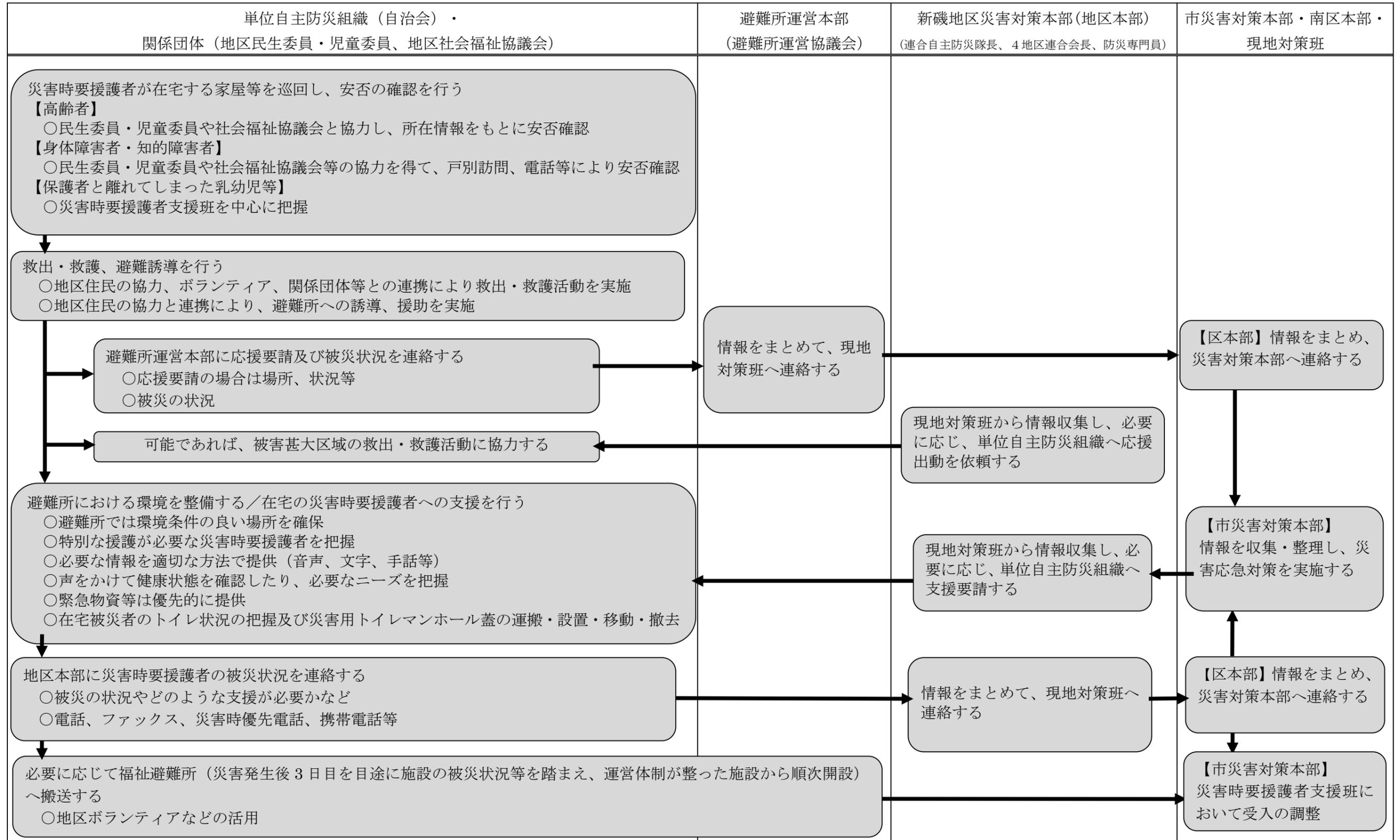
【避難所運営の流れ】



【給食・給水の流れ】



【災害時要援護者支援活動の流れ】



新磯地区防災計画

資料

資料1 地区別防災カルテ（新磯小学校区）

資料2 液状化危険度予測図（相模原市東部直下地震のケース）

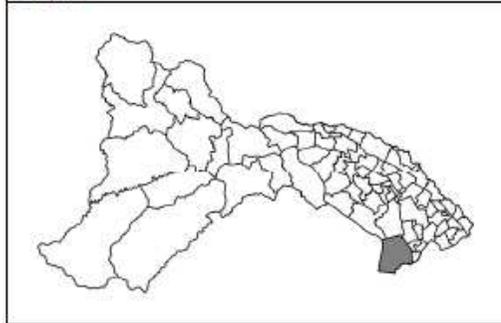
資料3-1 新磯まちづくり会議 会則

資料3-2 新磯地区防災計画策定専門部会 会則

○地区を構成する町丁

【南区】磯部、新戸

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

新磯(上磯部上, 上磯部中, 上磯部下, 上磯部山谷上, 上磯部山谷下, 上磯部西ヶ谷戸, 下磯部四ッ谷上, 下磯部四ッ谷下, 下磯部中部, 下磯部東の上, 下磯部東の下, 下磯部上の原, すすかけ台, 勝坂上, 勝坂下, 勝坂東, 勝坂西, 勝坂南, 新戸大河原, 新戸河原東, 新戸南町, 新戸西, 新戸陣屋小路, 新戸東, 新戸中央, 新戸上新, 新戸荒井耕地東, 新戸荒井耕地西, 新戸新道, 新戸相武台下, 新戸山谷, 新戸釣瓶下, 南町パレス翔)

○地区概況

地形は、相模川沿いの低地と2段の台地(上段、中段)および丘陵地からなる。台地(中段)上を鳩川が流れている。県道46号相模原茅ヶ崎線とJR相模線が南北方向に通っており、地区内には相武台下駅がある。低地北部は主に水田として利用されているが、近年宅地化が進んでいる。低地南部は工場等が多い。中段および上段の一部は住宅地である。東側を占める上段および丘陵地は在日米陸軍キャンプ座間になっている。

○建物数・人口

建物	区分		建物(棟数)	
	区分	棟数		
建物	木造(昭和55年以前)	1,140 棟		
	木造(昭和56年以降)	2,781 棟		
	非木造(昭和55年以前)	112 棟		
	非木造(昭和56年以降)	426 棟		
	合計	4,459 棟		
人口	区分		人口(人)	
	区分	人口		
	0~4歳	572 人		
	5~64歳	9,852 人		
65歳以上	2,903 人			
合計	13,327 人			

○所見

- ・地区の面積は広く、避難所は北部の相陽中学校、中部の新磯小学校の2箇所である。
- ・低地部には古くからの住宅地があり、幅の狭い道路が多い。
- ・低地部の水田や段丘崖で宅地化が進んでいる。
- ・低地部から広域避難場所である旧県立新磯高等学校へ避難する経路には、坂道がある。
- ・富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	新磯まちづくりセンター、新磯公民館、相模の大風センター(れんげの里あいそ内)、旧中村家住宅(国登録有形文化財)
警察署	新磯駐在所
消防署	新磯分署
消防団詰所	新戸、下磯部、上磯部、勝坂
病院等	磯部クリニック、新戸診療所
主な災害時要援護者施設	新戸デイサービスセンター、特別養護老人ホーム はなさか、特別養護老人ホーム 相模原歌寿園、グループホーム 花物語 さがみ
幼稚園、保育園	誠心相陽幼稚園、新磯保育園、せんだん保育園
学校、大学	新磯小学校、相陽中学校
避難所 ※洪水時避難所兼用	※相陽中学校、※新磯小学校
洪水時避難所	
広域避難場所	在日米陸軍キャンプ座間ゴルフコース、旧県立新磯高等学校
防災備蓄倉庫 ※広域避難場所対応	相陽中学校、新磯小学校、※旧県立新磯高等学校、新磯分署防災倉庫
臨時ヘリポート	新戸スポーツ子どもの広場

○地震被害予測結果

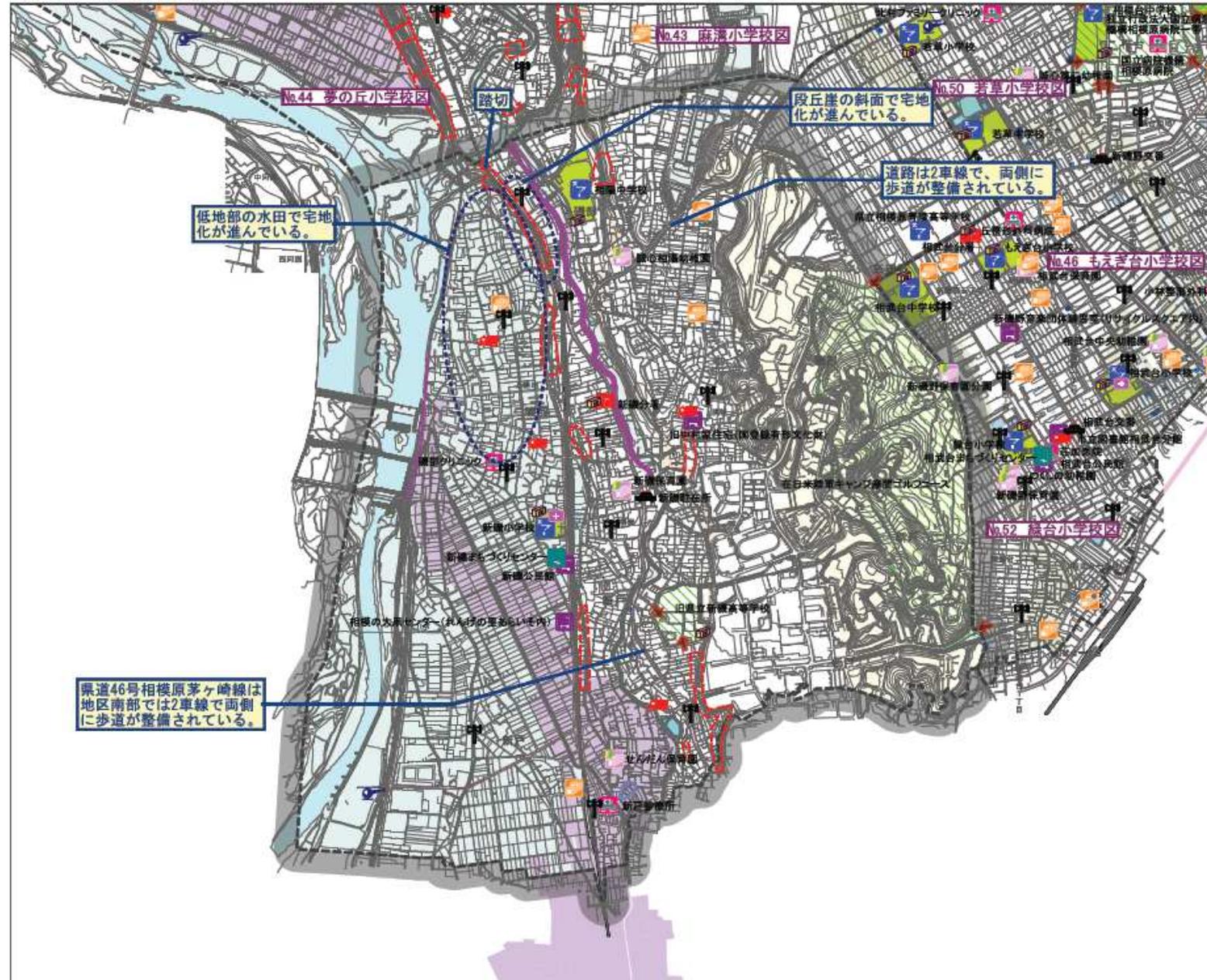
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	179 棟	4.0 %	32 棟	0.7 %	143 棟	3.2 %
建物焼失	33 棟	0.7 %	2 棟	0.0 %	0 棟	0.0 %
死者	11 人	0.1 %	2 人	0.0 %	9 人	0.1 %
閉込者	55 人	0.4 %	9 人	0.1 %	44 人	0.3 %
重傷者	11 人	0.1 %	2 人	0.0 %	9 人	0.1 %
軽傷者	70 人	0.5 %	27 人	0.2 %	62 人	0.5 %
避難所避難者(当日)	627 人	4.7 %	254 人	1.9 %	507 人	3.8 %
避難所避難者(1週間後)	1,159 人	8.7 %	580 人	4.4 %	1,029 人	7.7 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	一危険度が高い
水害	
土砂災害	
地震による地盤災害	
地震による建物被害、火災	

○近年の主な災害履歴

平成 1年 8月19日 床下浸水1戸、土砂災害1箇所
平成 3年 9月19日 土砂災害1箇所
平成20年 8月28日 床下浸水1戸



防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)

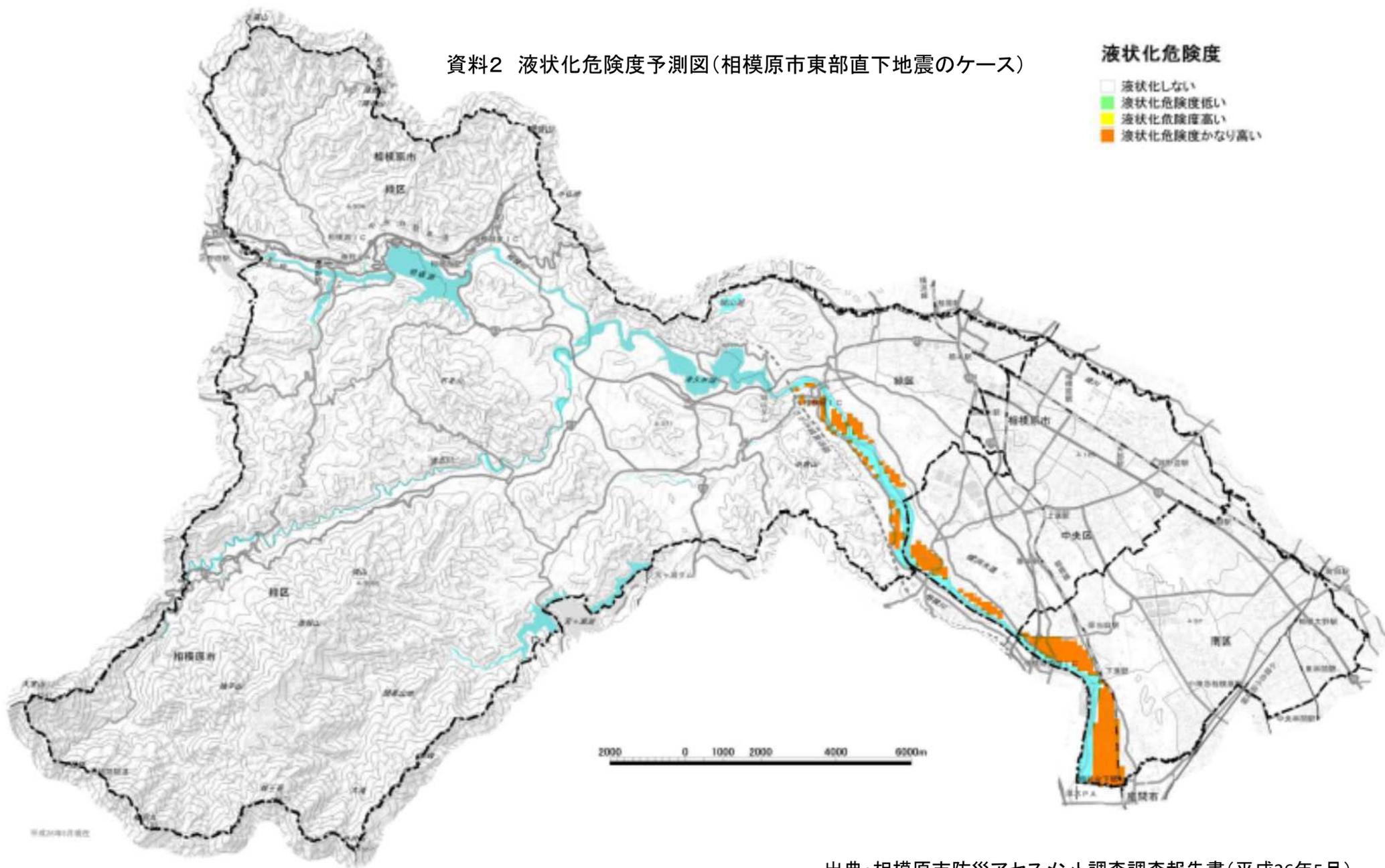


1:15000



平成26年度作成

資料2 液状化危険度予測図(相模原市東部直下地震のケース)



出典: 相模原市防災アセスメント調査調査報告書(平成26年5月)

資料3-1 新磯地区まちづくり会議 会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を新磯地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、新磯地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動について会議を構成する団体等が協働して進めることにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有に関する事
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整に関する事
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめに関する事
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討に関する事
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整に関する事
- (6) 南区区民会議と協働したまちづくりの推進に関する事
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項に関する事

(構成団体等及び委員)

第4条 まちづくり会議は、別表1に掲げる団体等から選出された委員及び公募による委員で構成する。

- 2 前項の委員のうち団体から選出される委員は、当該団体の長とする。ただし、事情によりこれによりがたい場合は、長を代理又は補佐する者をもって委員とすることができる。

(役員)

第5条 まちづくり会議に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- 2 役員は、別表2に掲げる委員を充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表するとともに、南区区民会議の委員となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員及び委員の任期等)

第7条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、公募による委員の任期は、委員を依頼した日から翌々年3月31日までとする。

- 2 委員の選出母体である団体等に役職の異動等があり第4条に定める役職者等が変更となったときは、当該委員は、自動的に交代する。

(会議)

第8条 まちづくり会議に次の会議を置く。

(1) 全体会議

(2) 役員会

2 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

3 全体会議は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 第1項に掲げるもののほか、必要に応じてまちづくり会議に専門部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 全体会議は、原則として公開する。

2 前項の会議の内容は、文書に記録して公開する。

3 第1項の会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 まちづくり会議の事務局は、相模原市南区役所新磯まちづくりセンター内に置く。

(委任)

第11条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成22年5月21日から施行する。

この会則は、平成22年10月1日から施行する。

この会則は、平成23年9月30日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年8月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

この会則は、平成31年4月25日から施行する。

この会則は、令和2年7月22日から施行する。

この会則は、令和3年8月16日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

N o	新磯地区まちづくり会議構成団体等
1	新磯地区自治会連合会
2	新磯地区自治会連合会 (自治会法人 上磯部自治会連合会)
3	新磯地区自治会連合会 (自治会法人 下磯部自治会連合会)
4	新磯地区自治会連合会 (自治会法人 勝坂自治会連合会)
5	新磯地区自治会連合会 (自治会法人 新戸自治会連合会)
6	南区安全・安心まちづくり推進協議会新磯支部
7	相模原南交通安全協会新磯支部
8	相模原市消防団南方面隊第 2 分団
9	新磯地区社会福祉協議会
1 0	新磯地区民生委員児童委員協議会
1 1	新磯地区老人クラブ連合会
1 2	新磯地区ボランティアグループ
1 3	新磯地域包括支援センター
1 4	新磯観光協会
1 5	相模の大凧文化保存会
1 6	新磯公民館
1 7	新磯地区青少年健全育成協議会
1 8	新磯地区健康づくり普及員協議会
1 9	青少年指導委員
2 0	スポーツ推進委員
2 1	新磯小学校 P T A
2 2	相陽中学校 P T A
2 3	新磯商盛会
2 4	新磯地区みどり組合協議会
2 5	相模原市農業協同組合女性会新磯支部
2 6	新磯こどもセンター
2 7	相模原南児童ホーム
2 8	新磯地区介護保険事業所等連絡会
2 9	公募
3 0	その他まちづくり会議が必要と認めた団体及び個人

別表 2 (第 5 条関係)

役 職	委 員
会 長	新磯地区自治会連合会会長
副会長	新磯地区社会福祉協議会会長
	新磯地区民生委員児童委員協議会会長
	新磯公民館長

資料 3 - 2 新磯地区防災計画策定専門部会 会則

(名称)

第 1 条 本専門部会は、新磯地区防災計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）と称し、事務局を相模原市危機管理局及び新磯まちづくりセンターに置く。

(目的)

第 2 条 本専門部会は、新磯地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）の専門部会として、新磯地区防災計画の修正に際し、新磯地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自主的な防災活動につなげることにより、新磯地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第 3 条 本専門部会は、別表に掲げる団体等から選出されたまちづくり会議委員及びまちづくり会議が必要と認めた団体等をもって構成するものとする。

2 部員の任期は、第 1 回の会議が開催された日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3 部員の選出母体である団体等に役職の異動等があり、役職者等が変更となったときは、当該部員は自動的に交代する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 本専門部会に、部会長 1 人及び副部会長 1 人を置くものとし、部員の互選により決定する。

2 部会長は、本専門部会を代表し、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務めるものとする。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議は原則として公開とし、会議の傍聴について必要な事項はまちづくり会議に準ずるものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の検討経過及び結果について、まちづくり会議に報告するものとする。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成26年11月20日から施行する。

この会則は、平成27年5月29日から施行する。

この会則は、令和2年8月27日から施行する。

この会則は、令和4年6月29日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	団体等	備考
1	新磯地区自治会連合会	まちづくり 会議委員
2	新磯地区自治会連合会（自治会法人 上磯部自治会連合会）	
3	新磯地区自治会連合会（自治会法人 下磯部自治会連合会）	
4	新磯地区自治会連合会（自治会法人 勝坂自治会連合会）	
5	新磯地区自治会連合会（自治会法人 新戸自治会連合会）	
6	相模原市消防団南方面隊第2分団	
7	新磯地区社会福祉協議会	
8	新磯地区民生委員児童委員協議会	
9	新磯公民館	
10	新磯小学校避難所運営協議会	まちづくり 会議が必要 と認めた団 体等
11	相陽中学校避難所運営協議会	
12	新磯地区防災専門員	